

平成28年12月第4回八街市議会定例会会議録（第2号）

.....

1. 開議 平成28年12月1日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 山田雅士
- 2番 小澤孝延
- 3番 角麻子
- 4番 鈴木広美
- 5番 服部雅恵
- 6番 小山栄治
- 7番 木村利晴
- 8番 石井孝昭
- 9番 桜田秀雄
- 10番 林修三
- 11番 山口孝弘
- 12番 湯浅祐徳
- 13番 川上雄次
- 14番 林政男
- 15番 新宅雅子
- 16番 加藤弘
- 17番 京増藤江
- 18番 丸山わき子
- 19番 小菅耕二
- 20番 小高良則

.....

1. 欠席議員は次のとおり

なし

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副	市長	松澤英雄
総務部	長	武井義行
市民部	長	山本雅章
経済環境部	長	江澤利典

建設部長	河野政弘
会計管理者	勝又寿雄
財政課長	會嶋禎人
国保年金課長	和田文夫
高齢者福祉課長	吉田正明
下水道課長	山本安夫
水道課長	金崎正人

・連絡員

秘書広報課長	鈴木正義
総務課長	大木俊行
社会福祉課長	佐瀬政夫
農政課長	水村幸男
商工課長	市川明男
道路河川課長	横山富夫

○教育委員会

・議案説明者

教育長	加曾利佳信
教育委員会教育次長	村山のり子

・連絡員

教育総務課長	廣森孝江
--------	------

○監査委員

・議案説明者

監査委員事務局長	吉田一郎
----------	------

○選挙管理委員会

・議案説明者

選挙管理委員会事務局長	大木俊行
-------------	------

○農業委員会

・議案説明者

農業委員会事務局長	川崎義之
-----------	------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長	藏村隆雄
------	------

副	主	幹	小	川	正	一	
副	主	幹	中	嶋	敏	江	
主		査	須	賀	澤	勲	
主	査	補	嘉	瀬	順	子	
主	任	主	事	醍	醐	文	一

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第2号）

平成28年12月1日（木）午前10時開議

日程第1 議案の上程
議案第15号
提案理由の説明
日程第2 一般質問

○議長（小高良則君）

ただいまの出席議員は20名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

来年1月開催予定の八街っ子夢議会の勉強のため、市内の小、中学生が今日から3日間、議会を傍聴しますので、ご了承ください。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案の上程を行います。

議案第15号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日、追加提案いたしました案件は、平成28年度八街市一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

本議会におきまして、平成28年度八街市一般会計補正予算（第5号）を提案させていただいたところですが、今回追加提案いたしました補正予算は、8月22日の台風9号により多大な被害を受けた農産物の生産に必要な施設、機械の復旧、取得を支援するため、経営体育成支援事業に要する経費を追加し、その結果、一般会計において1億5千680万円を増額補正するものでございます。

それでは、議案第15号、平成28年度八街市一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

この補正予算は、八街市一般会計補正予算（第5号）の議決後の見込額に1億5千680万円を増額し、歳入歳出予算の総額を206億197万2千円とするものでございます。歳入につきましては、県支出金1億1千200万円、繰越金4千480万円を増額するものでございます。歳出につきましては、農林水産費1億5千680万円を増額するものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小高良則君）

ただいま上程されました議案第15号に対しての質疑の通告は、11月28日に上程された議案とあわせて、明日午後1時までには通告されるようお願いいたします。

日程第2、一般質問を行います。

一般質問は議事運営の能率を図る上から、発言者は質問事項をなるべく簡明に示すとともに、答弁者は質問内容を的確に把握され、明確な答弁をされるよう、特にお願いいたします。

なお、会議規則第57条及び議会運営等に関する申し合わせにより、お手元に配付の一般質問通告書のとおり、会派持ち時間制で行います。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴人は傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てること

は禁止されております。なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により、退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

順次質問を許します。

最初に、桜田秀雄議員の個人質問を許します。

○桜田秀雄君

桜田秀雄です。

まず最初に、市長の政治姿勢についてお伺いをいたします。

平成29年度予算ですが、①議会ネット中継に関わる経費の予算化についてどのように考えているのか。また、②の政務活動費の交付に関する特例条例の取り扱いについて、予定どおり今年度末で終了し、月額2万5千円に戻すのかお伺いをいたします。次に、③議員報酬の削減ですが、議長の報酬は議員報酬に比べ9万円ほど増となっております。他の市町村に比べ突出していると思いますが、是正すべきと思いますがいかがお伺いします。

次に、市庁舎問題ですが、①の庁舎建設建てかえ基金が平成24年3月議会で廃止されましたが、廃止の理由について伺います。次に、②の本庁舎の耐震問題について、どのようになっているのかお伺いをいたします。また、③の郷土資料館の改修について、早急に建てかえを検討すべきであると思うがいかがお伺いいたします。

次に、質問事項第2、原発事故関連についてお伺いをいたします。①の原発事故の賠償について、どのようになっているのかお伺いをいたします。次に、八街市内には都市公園が13カ所、宅地開発に伴う公園が約130カ所ほどございます。現在、120カ所の公園について、公園の管理状況の調査とあわせて空間放射線量の測定調査を行っております。市は、空間放射線量0.2マイクロシーベルトを超えた場合、防除対策を実施すると答弁をしておりますので、全ての公園の測定調査後、問題の公園があれば行政に再度測定をお願いし、必要があれば防除をお願いしたいと考えております。事故直後、交進小学校などで若干高い放射線量が測定されておりましたけれども、教育施設での放射線量がどのようになっているのか、お伺いをいたします。次に、③の自主避難者の現状と避難者住宅の対応ですが、福島県は自主避難者住宅を今年度末で打ち切る方針を打ち出しております。本市には対象者はおられるのか、今後の対応策についてお伺いをいたします。

次に、質問事項3、道路問題について。八街バイパス事業の暫定供用開始日と残る事業の進捗状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。また、接道する市道の整備と安全対策はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

次に、質問事項4、街づくりについて。市内の学校では子どもたちの活動など、創意工夫されたすばらしい学校だよりを発行しております。教育委員会前の通路に掲示板があり、紹介されておりますけれども、市民との情報の共有という観点から、中央公民館にも設置できないかお伺いをいたしまして、質問を終わります。

○市長（北村新司君）

初めに、質問事項1、市長の政治姿勢について答弁いたします。

(1) ①ですが、議会ネット中継につきましては、以前より市議会から要望されているところでございます。ネット中継は、議会における議員の皆様や行政の動き等を広く市民の皆様にお知らせする手段として有効であるものと考えますし、何より議場に行かない限り見られなかったものが気軽に見られることとなりますので、開かれた市議会、開かれた政治につながるものと考えております。

しかし、ご承知のとおり本市の財政運営は非常に厳しい状況にあることから、現時点においてはその必要性を認識しつつも、ネット中継の時期について明確にお答えすることはできません。なお、平成29年度予算に計上するか否かにつきましても、現在、予算編成のための作業をしているところであり、予算編成全体の中で判断してまいりたいと考えております。

次に、②ですが、ご承知のとおり、本市の政務活動費は条例本則で月額2万5千円のところ、平成27年度から本年度まで特例により月額2万円としているところでございます。今後の政務活動費の取り扱いにつきましては、議会内において十分協議していただきたいと考えております。

次に、③ですが、議員報酬につきましては、現状の額は適正なものと考えております。報酬を削減すべきか否かは、議会内で十分議論を重ねていただきたいと考えております。

次に、(2) ①ですが、庁舎建設基金につきましては、平成6年3月補正予算において5千万円で基金を設置し、平成24年3月議会において当該基金の廃止をしております。当該の廃止理由としては、現在において庁舎の建設予定がなく、また、基金に係る資金を有効活用するため、当該基金を廃止するとしております。

次に、②ですが、第1庁舎につきましては、昭和56年12月竣工のため新耐震基準で設計されていると認識されていましたが、実際に設計されたのは改正以前の昭和55年だったため、建築確認申請時に提出された構造計算書の内容を構造専門の一級建築士に精査してもらった結果、新耐震基準では設計されていないことが判明いたしました。旧耐震基準で建てられた建築物については耐震診断を行う必要があるため、耐震診断業務の委託料を平成28年度6月議会の補正予算で予算を確保し、8月3日に入札を行い、261万3千600円で有限会社アルファ技研設計が落札しました。8月12日に契約を締結し、履行期限は平成28年12月20日までとなっており、8月末に現地調査、9月にコンクリート供試体の採取を行い、その結果に基づき診断を進めているところであります。

次に、質問事項2、原発事故について答弁いたします。

(1) ①ですが、現在、本市で東京電力ホールディングス株式会社から賠償金を受けているのは、クリーンセンター及び水道課です。クリーンセンターでは原発事故後、焼却灰及び焼却飛灰に含まれる放射線量の上昇により、その処理に係る経費を東京電力に請求し、賠償金を受けております。平成27年度の賠償金の額は6千945万9千903円でしたが、これは平成26年度に支出した経費が対象となっております。その内訳は、焼却灰等の保管や搬出準備時における被曝防止用の消耗品として37万3千820円、毎月実施している焼却灰及び焼却飛灰の放射能測定委託料として58万3千200円、焼却灰及び焼却飛灰の処理

費のうち、原発事故前の処理費との比較増額分6千908万6千83円となっております。

水道課では、原発事故後の水道水の安全性を確保するため、平成23年4月から、水道水中に含まれる放射性物質の検査を定期的実施しており、この検査費用を東京電力に賠償金として請求しております。平成27年度の賠償額は17万2千800円でしたが、これは平成26年度に実施した水質検査費用です。

次に、③ですが、福島県からの避難者の方々につきましては、平成23年から平成24年にかけて、6世帯の避難者が応急仮設住宅としての民間賃貸住宅に入居されました。これまでに5世帯が自主的に退去されており、現在1世帯のみとなっております。その世帯につきましては、平成28年7月12日に避難指示が解除された区域からの避難者であります。復興公営住宅の整備や自宅の建築等住居の確保の状況を踏まえ、供与期間が平成30年3月まで1年間の延長が決定されたところでございます。なお、今回の供与期間延長に伴い必要となる追加的費用につきましても、災害救助法による国庫負担の対象となっております。

次に、質問事項3、道路事業について答弁いたします。

(1) ①ですが、八街バイパス事業につきましては、全体計画約3.2キロメートルのうち、これまでに約1.5キロメートルを供用しているところであります。現在、八街市中央公民館前から国道409号までの約1.2キロメートル区間について、今年度末の供用を目指し、順次整備工事が進められているところであります。ご質問の供用開始日につきましては、現在のところまだ確定していないと県から伺っております。しかしながら、年度末までの供用が可能であると伺っておりますので、供用開始日が確定次第、市の広報やホームページでお知らせしたいと考えております。また、残る事業として、国道から大木地先までの約500メートルの間の整備につきましては、用地の買収が完了しておりませんので、引き続き地権者に対して、事業のご理解とご協力をお願いし、早期の全線開通に向け努力してまいりたいと考えております。

次に、②ですが、八街バイパスに交差する市道のうち、六区1号線及び三区35号線の交差点に信号機がそれぞれ設置されることとなっております。また、バイパス道路と市道の擦り付けにつきましては、支障がないように印旛土木事務所と協議を行い、整備をお願いするなど、安全対策に努めているところでございます。なお、関係する市道の整備については、供用後の交通状況などを勘案しながら、整備について検討する必要があるものと考えております。

○教育長（加曾利佳信君）

質問事項1、市長の政治姿勢について答弁いたします。

(2) ③ですが、郷土資料館は昭和62年の開館以来、市民の方々から寄贈していただいた農具や民具をはじめ、発掘調査によって得られた考古資料など、各種資料を展示してまいりました。郷土資料館の建物につきましては、昭和61年度に軽量鉄骨プレース造で建築されて以来約30年が経過し、建物の老朽化が進んでおります。郷土資料館の整備につきましては、かねてより重要な課題として認識しており、今年度の第1回総合教育会議で郷土資料

館の整備計画について協議を行ったところです。今後早期に解決できるよう、検討してまいります。

次に、質問事項2、原発事故について答弁いたします。

(1) ②ですが、学校等の教育施設については、平成23年5月30日から大気中の1時間あたりの放射線量の測定を開始いたしました。測定箇所につきましては、平成23年度から市内小中学校等で29カ所を測定しております。また、平成26年度からは、原発事故等もなく測定値にも変化もないことから年4回、平成27年は年2回、今年度は年1回とし測定しております。なお、測定方法は、市の放射線量低減対策基本方針に基づき実施し、測定結果につきましては、全て基準値内でありました。この測定結果につきましては、市のホームページに掲載し、市民への周知を図っているところであります。

次に、質問事項4、街づくりについて答弁いたします。

(1) ①ですが、現在、各学校の学校だよりにつきましては、学校のホームページ等で地域の皆様に公開しているところです。ご指摘いただきましたように、より多くの皆様に学校の取り組みや子どもたちの活躍をお伝えするため、中央公民館に学校だよりの掲示場所を確保してまいります。

○桜田秀雄君

それでは、まず最初に、平成29年度予算についてお伺いをいたします。

ネット中継については財政が厳しいということで、現状では明確にできない、こういうお話でございました。先日ある友人から、議会のネット中継をやっていないのは八街ぐらいじやないだろうかと、こういうお話をいただきました。議会だよりよりも早く議会の動きがわかりますし、早くやれるようにしてほしい、このように言われました。そこで、ちょうど12月議会で質問を予定しているということをお願い、財政が大変に厳しいことから、政務活動費の特例、これを1年間延長すれば120万円、議長、副議長の報酬を是正すれば63万円で、年間183万円余りの税金が節約できると。これは議会自身の問題でございませうから、我々議員は我慢してでも、情報の公開と開かれた議会の実現に向けて予算編成に協力をし、来年度から実施できるように提案をしたい、このように申し上げました。この方から、それは大変すばらしいことだと、ぜひ実現をしてほしい。個人的にはそうした理由から、政務活動費の特例、これを延長すべきではないかと、このように思っているわけですが、いかがでしょう。

○議長（小高良則君）

桜田議員に申し上げます。一般質問とは、議員が市の一般事務について、執行機関に対して事務の執行状況及び将来における政策方針等について質問を行うものでございます。発言が八街市の一般事務の範囲外ですので、注意いたします。質問の内容を変えていただきたいと思います。議会の問題だと考えます。

また、インターネット中継に関する経費につきましては、予算要求について平成29年度にも議会の方で要求しております。現在は執行部と協議中でありまして、要求額は初年度8

88万7千円、5カ年で1千329万7千円を要求しているところでございますので、質問の内容を変えていただきたいと思います。

○桜田秀雄君

議長から話を伺いまして、僕もびっくりしたのですけれども、これは議会の問題ですか。議会内の問題ですか。

○議長（小高良則君）

これは議会の問題と認識しております。

○桜田秀雄君

先ほど答弁の中で、市長が何でもかんでも議会に関する事、議会の報酬に関する事、これは議会内でもんでくれ、いつもそうおっしゃるんですね。私は違うと思うんですよ。例えば、この後議員の報酬についてお伺いしますけれども、それでは角度を変えて質問しますけれども、議員の報酬、市長の特別職を含めてですけれども、この報酬等を見直す場合どういう方法がありますか。

○総務部長（武井義行君）

議員報酬につきましては、地方自治法の203条に規定しておりまして、地方公共団体は条例でこれを定めなければならないというふうにされております。このことから、この条例改正等の提案につきましては、首長または議員の皆様、これらいずれにもその権利があるというふうに考えております。

○桜田秀雄君

例えば、八街市特別職等報酬審議会条例、これがございますけれども、市議会議員とか、あるいは市長、副市長、こういう人たちの議員の報酬の見直し、これについては市長がもし必要であると考えれば、報酬等審議会に諮って、議会に提案をして決めていく、こういう方法がありますよね。もう一つ、例えば、この前富山市議会で、議員報酬を10万円ほど上げました。これは議員提案ということで決めたわけですよね。私は2つの方法があると思うんですよ。市長にもその権限があるし、もちろん議会にもその権限はあります。両方ともそういう権限を持っているわけですから、議員から質問されたら、それは議会でみんな決めてくださいと、自分たちの給料は自分で決めてくださいと、こう言っているのも同然じゃないですか。そんなことはないでしょう。市民の血税を使って私たちはさまざまな仕事をやらせてもらっているんですよ。私はこの2つの方法があると思うんですけれども、間違いありませんか、間違っていますか。

○総務部長（武井義行君）

先ほどもお答えしましたように、この提案する権利、これは市長にもありますし、議員の皆様にもあるということで、桜田議員のおっしゃっているとおりだと思います。ただ、この議員報酬につきましては、先ほど市長答弁にもありましたように、こちら事務局サイドとしては適正な額だというふうに判断しておりますので、こちらから今、議員報酬を引き下げとか、そういった改正について提案するという事は考えておりません。

○桜田秀雄君

そういう答弁ならわかるんですよ。当局はこういうふうを考えているから、問題ないと思っているから変える必要はない、こういう答弁ならわかるんですよ。そうじゃないでしょう、市長は。何でもかんでもこういう議題が出てくると、それは議会内でもんでくださいよと、自分たちの議員報酬とか、政務調査費は自分たちで勝手に決めてくださいよと、こう言っているも同然ですよ。それに議長がああいう発言をする。何なんですか、八街の議会は。おかしいと思いませんか。そういうことも私は、議員は質問できないのですか。市長にそういう権限があるから、市長はどうなんですかと私は質問しているんですよ。それに対して、もし市長が必要でないとあれば、最初の答弁で、今部長が言ったような答弁をなさればよろしいんじゃないですか。市長、どうですか。

○市長（北村新司君）

先ほど、議員報酬につきましては、地方自治法第203条の規定により地方公共団体は条例でこれを定めなければならないとされておりまして、したがって、首長、議員の両方に条例改正の提案権があるということになっております。そして、首長が議員報酬等改定する場合には報酬審議会に諮問し、報酬審議会からの答申を経て、条例改正のための議案を議会に提出することとなります。しかし、先ほど申し上げましたとおり、現状における議員報酬は適正な額であると考えておりますので、私が改正条例を提案する予定はございません。

○桜田秀雄君

それではお伺いしますけれども、八街の議員報酬は35万5千円です。議長の報酬は9万円プラスされております。よその市町村、他の市町村、財政課長、どのようになっているかわかりますか。例えば周辺の、佐倉とか、四街道とか、成田市とか、あるいは、八街市の類似団体でございます袖ヶ浦市、どのようになっていますか。差額は幾らですか。

○財政課長（會嶋禎人君）

今手元にある資料ですと、まず成田市では、議長が53万、副議長が49万、議員が47万。お隣、佐倉市では、議長52万、副議長48万、議員が46万。四街道市では議長が50万、副議長が45万、議員が43万。印西市ですと議長が46万、副議長が39万、議員が37万。白井市ですと議長39万、副議長32万、議員30万。富里市ですと議長が39万、副議長32万、議員30万でございます。

○桜田秀雄君

金額を申し上げられまして、なかなかぱっとはこないのですが、周辺の市町村、これは行政特有の横並びといいますか、私が調べた範囲では、先ほど述べた佐倉、成田、四街道、東金、そして類似団体の袖ヶ浦市、全て6万円なんですね。八街市が飛び抜けて9万円になっているのです。この厳しい財政状況の中ですからね。簡単に言うと、八街市では3万円のお手盛り額がある、このように私は思っているのですけれども、こういう厳しい状況、市長も言っているのですから、やはり見直す必要があるんじゃないですか。ぜひ、議会の皆さんと、市長、こういう問題、多分市長は議会とあんまりトラブルを起こしたくないと、そういうお

考えはわかるのですが、問題を提起したのは私ですから、恨まれるのは私でございますから、市長は恨まれませんから、現状はこうなっているのですから、ぜひとも検討していただきたい。議会の皆さんと、議会の所属の皆さんと相談をして、ぜひとも改定に向けて努力をしていただきたい。このことを申し上げておきます。

次は市庁舎の問題に移りたいと思うんですが、第2庁舎、突然使えなくなってしまいました。市民の皆さん、本当にご迷惑とご心配をおかけすることになってしまいましたけれども、この八街市の庁舎建設基金、先ほども話がありましたように、平成6年3月31日に庁舎建設基金設置及び管理に関する条例が交付をされ、18年後の平成24年3月議会で全会一致で廃止されました。廃止をされたときの積立金は現金、貸付金を合わせますと7億9千133万7千円ありました。これが廃止によって一般財源に繰り入れをされたわけであります。

平成24年2月28日の議案に対する質疑の中で、私は、第2庁舎は昭和38年に建てられ、耐震性にも問題がある。建設の予定がないとの理由は成り立たないのではないかと、条例は存続をさせるべきだと、このように質問をいたしました。私も宅地建物取引主任の資格を取ったときに、ちょっと不動産関連の勉強をさせていただきました。鉄筋コンクリート造の建物の耐用年数は、1998年の改正で、事務所等が50年、住宅や学校などは47年に改正をされました。一般的に建築法との耐用年数と言われておりますけれども、これらの数値は固定資産税評価のための減価償却年数を指しております、建物の物理的な寿命を示すものではありません。鉄筋コンクリート造の寿命は、大気中の炭酸ガスが徐々に浸透し、鉄筋の深さまで中性化し、内部の鉄筋のさびの進展を抑止できなくなるまでの期間であり、標準的な造りであれば65年以上、アメリカなどでは100年以上使われると言われております。平成24年当時、第2庁舎は築後49年、鉄筋コンクリート造の場合は65年以上は使えるとの認識がありましたので、私は、先ほど市長から話がありましたように、当面建設する予定はないと、だからその資金を有効に活用したいんだと、そうした皆さん方の説明を受けて賛成をしたわけでありまして、大変深く反省を、私自身もしております。

第2庁舎の使用禁止を踏まえ、市庁舎建設基金を廃止した市長としてどのような考えをお持ちか、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

基金を廃止した平成24年3月時点では、子どもたちの安全、安心な教育施設の整備を行うために、小、中学校等の教育施設の耐震化を最優先として耐震補強等を進める必要がございまして、順次、小、中学校の耐震補強を行う予定でありました。庁舎建設基金は、老朽化した庁舎の将来の建てかえに要する経費に充てるために設置した基金であります。財政状況が逼迫する中で、平成21年度から一般会計の資金不足に対し、庁舎建設基金から約4億5千万円の繰りかえ運用を行っており、繰りかえ運用している基金を一般会計に帰属させ、資金の有効活用を図るために当該基金を廃止したものであります。

繰り返し申し上げますけれども、子どもたちの安全、安心、これは市の第一優先でありまして、教育施設の整備を行うため、小、中学校の教育施設の耐震化、これを最優先として進め

るための考えでありましたので、ご理解をいただきたいと思います。

○桜田秀雄君

最近、県内あるいは県外で、市庁舎の建設を行った複数の市町村がございます。この入札結果を調べてみたのですけれども、1平方メートルあたりの建設単価は35万円前後でした。第2庁舎、延べ面積1千600平方メートルございますけれども、これを同等の庁舎建設をするとすると、解体、設計、建設費用を含めて約7億円前後はかかるのではないかと、このように私は考えております。社会資本整備交付金や、あるいは、基本設計等に関する交付金など、こうしたものを活用したとしても、今の市財政状況から見ると厳しいものがありますので、また、東京オリンピックを控え建設コストの上昇も考えられる、こうしたことを総合的に判断すると、当面手狭な庁舎で長期間我慢をせざるを得ないと、このように私は考えております。

市長、先ほど子どもたちのために使ったんだ、こういうふうに力を入れましたけれども、今こうした現状の中で、政策の判断に誤りがあったと、このようにお考えになっていませんか。

○市長（北村新司君）

先ほど申し上げましたとおり、私はまずは子どもたちの安心、安全、これは議員の皆様方も同じだと思います。そうした中で、子どもたちの教育施設の整備を行うために、耐震化を最優先したところであります。

○桜田秀雄君

当時のことを掘り返しても仕方がないですが、手狭な庁舎の中で職員の業務優先、あるいは市民の皆さんへのご不便を最小限にとどめていかなければなりません。議会の会議室も議会の会派控室も使えないことになってしまいますけれども、当面誤った判断をチェックできなかった議会にも責任があると思います。庁舎内会議室等を有効に活用させていただきながら対応していかざるを得ないのかな、このように考えておるわけでございますけれども、先日ある、数年前に退職された職員の皆さんとお話をする機会がありました。第2庁舎の問題をお話ししましたところ、第2庁舎が危険であるという認識は平成24年当時、職員の中で広まっていた、こういうお話をいただきました。先ほど市長が、当面建設する予定がないから、それで学校等の耐震問題があるので、そちらに予算を回したんだと言われましたけれども、平成24年当時、庁舎内にそういう認識はあったのですか。

○総務部長（武井義行君）

先ほど市長が答弁申し上げましたように、その時点において何を最優先すべきかという判断のもとで、こういった選択を議員の皆様にもご了解いただいた中で実施したものでございます。

○桜田秀雄君

議会も、そうした当局の主張を了解しまして、賛成をしたわけでございますけれども、市長、第2庁舎をよくごらんになっていると思うんですが、今の非常階段がどのようになって

いるかわかりますか。

○総務部長（武井義行君）

第2庁舎の外側に非常階段がございますけれども、これは平成12年から使用できないという状況になっています。平成12年から使用できないというような状況になりまして、平成14年には出入りできないようにフェンスを設置したというふうに伺っております。また、消防法等につきましても、ほかに避難経路があるから現状形態で問題がないというような指導をいただいております。

○桜田秀雄君

僕も数年前に気が付いたのですけれども、非常階段の手すり、もう腐食をしましてぼろぼろです。今、総務部長が話しましたように、こうした時期にもう非常階段が使えないと、こういうことを認識されていたのでしょうか。そうであれば、庁舎全体についてもそういう認識があったんじゃないですか。近い将来建てかえをしなければいけない、こういうことが庁舎内で広まっていた、先ほどの退職された職員が言っていましたけれども、庁舎全体にそういう認識があったんだろうと私は思うんですけれども、あって、庁舎建設基金、この廃止を提案したということになると、議会をだましたことになりませんか。私は正直言って、いや、だまされてしまったという思いがあるんですよ。ただ、自分が賛成してしまいましたから大変申し訳ないのですが、私については先ほど申し上げましたように、庁舎が鉄筋コンクリートであれば65年以上もつんだと、そういう認識を私は持っていましたから賛成をしたのですけれども、どうなんですか、その辺。

○総務部長（武井義行君）

その当時私は答弁しておりませんのではっきりとは申し上げられませんが、ただ、議員の皆さんをだましてとか、そういった意識は全くないということは事実だと思います。

○桜田秀雄君

本庁舎、この庁舎も先ほど話がありました。新耐震基準は昭和56年ですか、6月1日に施行されておりますけれども、以前はそれ以後に建てたものだから耐震問題は心配ないよと、こういう説明をされておりましたよね。僕も今日、1階において基礎のあれを見たら、昭和56年の11月と書いてありました。先ほど答弁は12月という話がありましたけれども、新耐震基準は、昭和53年、宮城県で大きな地震がありましたよね。あったのです。それ以降、国の方で耐震基準を見直そう、こういうことでやっていた時期ですよ。そして昭和56年の6月1日に新耐震基準といわれるものができ上がったと。ちょうどこのさなかに八街の市庁舎、これを設計して建設をします。本当に、もうちょっとそういう情報を、当然役所の皆さんは押さえていたと思いますよ。その時期に庁舎を建てかえなければいけない、そういう理由があったのでしょうか、それはよしとしなければいけませんけれども、どうも役所のやっていることは、何をやっているのかなと私は思うんですね。

先日、何というんですか、平成27年度の一般会計の決算認定、私は反対をさせていただきました。街の予算なら、予算を立てて決算、大幅な黒字になりましたよ、これは私はいいと

思うんですよ。よしとしていいと思うんですよ。しかし役所の予算というものはそういうものじゃないでしょう。きちっと予算を立てて、きちっと執行して、本来ならば収支決算がプラスマイナスゼロくらいになれば、これはすばらしい行政の姿だと私は思うんですよ。10億円を出したからよしというわけには、街の財政はいかないんですよ。裏を返せば、10億円の余剰金を出したということは、何かどこかに問題があるということを証明をしている、そういうふうには私は反対をしたのですけれども、何か、やはりちぐはぐで詰めが甘い、行政らしからぬ、そういうふうには私は思っているのです。

先ほど退職された職員のお話をいたしました。八街市は重要な決定を一部の幹部職員だけで決めるから、どうしても甘くなるんだということをおっしゃってありました。庁舎内にそういう慣習、古い体質がまだ残っているのではありませんか。若い職員の提案やそうした声を聞いて、やはり行政運営を進めていただきたいと思うんですが、その辺はいかがですか。

○総務部長（武井義行君）

当然職員のいろいろな声、これを聞かなければいけないということで、今は提案制度等も設けておりますし、そういったいろいろな声をくみ上げることができるように努力しているところでございます。

○桜田秀雄君

ぜひとも、市民の皆さんから、何か八街市のやっていることはちぐはぐで納得できないということをよくお聞きしますので、ぜひそうした意味で、庁舎一丸となって改革に取り組んでいただきたいと、このことをお願いいたします。

郷土資料館、先ほどお話がありましたように、職員は本当に一生懸命やられています。展示資料も充実した内容になっておりまして、しかし残念ながら、外見から見ると、え、これが資料館という思いをいたします。

ある町の高齢者福祉施設で、外出したがる入居者、この方をそうした郷土資料館に連れて行ったところ、古い農機具などが展示されておりますので、そうしたものを見て生き返ったように元気になったそうです。苦勞しながら生活の中で使いこなしてきた道具類、こうしたものは若い頃の苦勞を思い出させたためであろうと、このように言われておりますけれども、ああした資料は福祉の分野でもこれから有効に役割が期待できると、私はこのように思っているんですね。

また、先日、郷土資料館の職員から、車椅子で来られた方がいらっしゃったのですけれども、中に入館できないと、入れる状況ではないということでお帰りになったと、こういうお話を伺いましたけれども、そういう事例はあったのでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

お答えいたします。

直接担当の方から、車椅子の方がそのときに中に入れずお帰りになったという話は伺っておりませんが、事例としては現実問題、あろうかと思っております。

○桜田秀雄君

私も月に1回くらいは行くようにしているのですけれども、まず入り口でもう、車椅子は入れないと。たとえ職員の協力を得て上に上がったとしても、中を車椅子で自由に歩ける状況にはないと。展示されている展示品などを壊すおそれもありますので、やはり車椅子では中も無理なのかなど、このように思っております。

ですから、早急に資料館の建てかえを私は望んでいるのですけれども、先ほど来議論しておりますように、市長、こうした政策の判断が誤りがあると、例えば、八街には文化会館とか市庁舎の問題、いろいろあるでしょう、公共建築物、これを見直していく必要、整理が迫られているわけですね。こうした政策の判断の誤りがあると、やはり優先順位はどうしても市庁舎、あるいは学校などになります。こうした郷土資料館のような建物の建設はやはり後回しにされてしまう、このような実態があると思うんですね。

そうした意味で、こうした公共物の今後の計画、予算の裏付けを含めて、計画を立てていく必要があるんじゃないか。これを優先して、これは財政が厳しいから後回しにするんだと、そうしたことを市民の前に計画を立てて明らかにしていく必要があると思うんですが、その辺についてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

それにつきましては、現地で調査して、そのような計画の策定を進めているところでございます。

○桜田秀雄君

ぜひ、八街の明るい未来を市民の皆さんに示せるように、計画的に、着実に、行政の運営を進めていただきたいと、このことをお願いしておきます。

原発事故問題ですが、例えば、先ほど話がありましたように、クリーンセンター等が賠償を受けているという話がありました。原発事故以来、空間放射線量の測定なども行っていましたけれども、そうした職員に対する賠償、これは請求しているのでしょうか。

○経済環境部長（江澤利典君）

原発事故、私ども、クリーンセンターの関係のことでちょっとご説明をさせていただきます。

東京電力につきましては、賠償金の支払いの対象としている人件費なんですけども、原発事故による地方公共団体が負担を余儀なくされた職員対応費のうち、必要かつ合理的な範囲ということでされております。そうした中で、具体的には原発事故に関連する法律もしくは政府による指示、また、取引先からの要請に基づき実施を余儀なくされた業務を地方公共団体の職員が実施したことにより、追加的な負担として職員対応費が発生し、またその事実とその関係を通常業務を切り分けて証明できる場合に限定されているというような形になっております。

そうした中で、例えば、賠償代償業務を目的に原発事故後に任用された臨時職員関係の支給された給与のうち、業務実施に伴って追加的な負担を余儀なくされた臨時職員の給与関係は、賠償対象業務に対して支給された正規の勤務時間に対する給与以外の増しの賃金等

や手当ということで、業務の実施に伴って原発事故前から条例で制定された支給条件に基づき、追加的な負担を、今申しましたように余儀なくされた割増賃金等の手当が該当になるというような形になっています。そういうことで考えますと、これらの制限は原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害の範囲の判定等に関する指針を踏まえ、東京電力が策定した賠償の具体的な算定基準というふうになっておりますので、ご質問の公共施設等における放射線量の測定業務につきましては、通常、職員が業務時間内に実施しておりますので、今回の賠償金の請求対象にはならないものというふうに考えているところでございます。

○桜田秀雄君

質問を終わります。

○議長（小高良則君）

以上で桜田秀雄議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前10時59分)

(再開 午前11時10分)

○議長（小高良則君）

再開します。

報告します。早退の届出が湯浅祐徳議員よりありました。

次に、日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を許します。

○丸山わき子君

それでは、私は一問一答で2点、1点目は来年度予算編成について、2点目には利便性の高い乗り合いタクシーについて質問するものであります。

まず、来年度の予算編成についてであります。いよいよ予算編成時期に入ってきております。そこで、来年度の予算方針案、そして重点施策はどのようなものなのか、市長にお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

来年度予算編成方針につきましては、現基本計画に掲げた主要な事務事業に取り組むとともに、重点施策として位置付けている事業等を優先的に実施する一方で、その他の事業等については、原則として前年度予算の範囲内で所要額を見積もり、必要性、効率性の観点から不断の見直しを行い、事業の縮小、廃止等も視野に入れた歳出削減に努め、限られた財源の有効活用を図るため施策の厳選化と重点化を徹底し、歳入に見合った規模の通年型予算とする編成方針としております。

そこで、当初予算の編成にあたりまして、平成29年度に限らず、硬直化した財政状況の改善に取り組んでいく必要があります。また、社会情勢の変化にも的確かつ機動的に対応しながら、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう予算編成に努めてまいりたいと考えており、生活保護費や障害福祉費などの民生費関連、子ども医療費助成、各種予防接種費などの

健康管理関連、小、中学校校舎の改築、耐震補強などの教育施設の防災対策等喫緊の課題や、市民生活の実態を反映した予算となるよう編成してまいりたいと考えております。

次に、重点施策につきましては、現在、来年度の予算編成作業を進めているところでございますが、私が進める街づくりの公約の中で掲げ、既に事業に着手した榎戸駅整備事業や学校の空調整備事業、国民健康保険や後期高齢者医療特別会計における脳ドック受診費用への一部助成をはじめ、子ども子育て支援事業に伴う病後児保育事業、健康づくり推進に伴う健康増進計画策定事業や、朝陽小学校前の交差点改良事業、また、緊急に対応すべき事業として、第1庁舎の耐震改修に伴う事業など、当初予算編成に反映できるように検討してまいります。

○丸山わき子君

平成26年度、それから27年度の決算におきましては、6億円という財政調整基金への積立金がということで、この間市民の暮らし、福祉に関わる、あるいは教育に関わる予算を削りに削っての財調への積み立てであったという点では、ぜひ来年度の予算編成においては教育予算を充実させ、そして削りに削ってきた福祉予算、そこについてもいま一度光を当て、見直しを進め、そういった取り組みをぜひ進めていただきたい、このことを要望する次第でございます。

それで、重点施策の中で朝陽小の交差点問題、これにつきましては、来年度中に解決ができるのかどうか、その辺についてちょっと答弁いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○建設部長（河野政弘君）

朝陽小のところの交差点につきましては、交差点の形態につきまして公安委員会等との協議が終了したところでございます。それに基づきまして地権者の方と交渉を行っており、続きまして補償の関係ですね、そういうことについても交渉を行ってまいりたいと考えております。できれば29年度からの着手に努めてまいりたいと考えています。

○丸山わき子君

ぜひこれは早急な、長い間の未解決の状況でございました。ぜひ29年度で市民の皆さんが安心して利用できる交差点にしていただきたい、このことを申し上げておきます。

それで、行財政改革プランによる財源確保、2点目にお伺いするところであります。市は行財政改革プランを立てて、ここによって財源確保による計画を立てているところなんです。29年度はこの行財政改革プランによる財源確保の見通し、特に人事管理の見直し、また事務事業の見直し、使用料・手数料の見直し、またごみの減量化計画による経費削減をどの程度見込んでいるのか。さらには、人事評価制度の導入に伴う給与への反映について、これはどのように検討されているのか、ちょっと数が多いわけですが、説明いただきたいというふうに思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成27年度に八街市行財政改革推進本部にて策定いたしました「第2次八街市行財政改

革プラン」による財源確保についてでございますが、以下のとおり具体的な改革項目を掲げております。

まず、人事管理の見直しでございますが、平成27年3月に策定した八街市定員管理計画におきまして、平成26年度から平成30年度までの5年間に26名を削減するとしており、平成28年度当初までに職員を18名削減したところでございます。

しかしながら、今後国からの権限移譲などにより業務が増加することが見込まれ、市民サービスを低下させてはならないことから、現在現計画を一時停止し、新たな定員管理計画策定について検討しているところでございます。平成29年度に向けた職員の体制としましては、退職者数と同程度の補充を行う考えでおります。

次に、事務事業の見直しでございますが、行政内部による事務事業評価に加え、外部からの視点を取り入れました外部評価を実施しておりまして、今年度は13の事務事業を評価対象としております。来年度も行財政調査会委員により事務事業を選定していただき、評価を実施する予定となっております。

なお、評価結果につきましては、行財政改革推進本部が対応方針を決定し、各担当課による見直しを行い、予算協議の中で反映していくこととなります。

次に、使用料・手数料の見直しにつきましては、平成27年1月に八街市行財政改革推進本部におきまして、使用料・手数料に係る受益者負担の適正化基本方針を策定いたしまして、平成28年4月1日から数種類の手数料について改定しているところであります。この基本方針では、原則として4年に1度の見直しをすることとしております。

次に、一般廃棄物処理の適正化のごみの減量化につきましては、現在家庭形ごみの総排出量、1人1日当たり500グラムとする千葉県のごみ処理基本計画策定指針にあわせた減量化計画の策定を検討しているところであります。

人事評価制度の導入に伴う給与への反映でございますが、本市では平成19年度から人事評価を実施しており、人事評価を昇給、昇格の参考にしていますが、現在のところ給与等へは反映させておりません。

現在の評価結果の状況を見ますと、部局ごとの業務内容が多種多様であり、業務量、困難度が異なるため、目標設定、各評定者の評価結果にばらつきがある状況でございます。このような部局間でのばらつきが出ないように、課題を検討しながら、評定者、被評定者がお互い納得のできるものとする必要があるため、給与等への反映については慎重に進めてまいりたいと考えております。

最後に、財源確保の見通しにつきましては、現在予算編成作業を進めているところでありますが、行財政改革プランに掲げてありますように、歳入の根幹である市税及び国民健康保険税の収納率向上と滞納額の縮減を引き続き推進し、また、効果的に活用されていない未利用地等の売却処分や貸し付け、広告収入など自主財源の確保に努めてまいります。

○丸山わき子君

今、行財政改革プランによる財源確保ということで幾つかお伺いしたところでありますが、

特にこの事務事業の見直し、これはどういった点の見直しがあるのか、その辺について。ちょっと時間がないので早急に。

○財政課長（會嶋禎人君）

事務事業の見直しでございますが、先ほど答弁いたしましたとおり、外部評価ということで外部の方5名でお願いしてございます。

内容につきましては、毎年その委員様方から八街市の街づくりの8つの項目から各1つずつランダムに上げていただきまして、それについて各担当課とヒアリングを行った中で業務の評価を行っているところでございます。具体的に、最近、27年度の内容などで申し上げます。

○丸山わき子君

29年度は何が検討されているのか。

○財政課長（會嶋禎人君）

29年度につきましては、これから当初始まったときに委員様方から項目を上げていただいた中で検討するようになっております。

○丸山わき子君

事務事業の見直しということで、この間も給食の委託等がございました。しかし、やはり教育に関わって本当に委託がよかったのかどうかというのは大変問題であります。そういう点で、この事務事業の見直しというのも慎重な対応が必要であるというふうに思います。

それから、使用料・手数料、これも29年度は実施というようにありますが、具体的にはどういった点で市民の皆さんへの負担を強化しようとしているのか、その辺についてお伺いいたします。

○財政課長（會嶋禎人君）

こちらも、適正化基本方針に基づきまして見直しをしていくところでございますが、例えば市営運動場の使用料などの見直しをすとか、それとかスポーツプラザの施設の使用料の見直しをすとか、その際にはあわせまして減免の規定なども整備するように考えてございます。

○丸山わき子君

運動場であるとかスポーツプラザというのは、市民の皆さんの財産なんです。公共の施設であります。誰もが安心して利用できる、本来なら、市民が使うならば無料で提供していくというのが本来ではないかというふうに思います。そういう点では、こういった公共施設の使用料、これを引き上げていくというのは大変問題であります。これについてはいま一度の検討をいただきたいというふうに思います。

それから、ごみの減量化計画、これは何としてでもごみを減量化させ、税金を投入させない、そういう取り組みが必要であります。先ほどの答弁ですと、県の1人1日のごみの目標は500グラムだから市も同じ目標で取り組んでいくというようなことであります。

しかし、市の総合計画2015では、燃やさないごみ行政を目指すと、この画期的な方針

が出されています。にもかかわらず、八街市は、県が500グラムにするから八街市も500グラム、八街市は今後10年間で500グラムにしようと言っていますが、県は平成32年までに500グラムという目標なんです。私は、大変八街市が、せっかく燃やさないごみ行政を目指すと言いながらも、消極的な目標にとどまること、これは大変残念だというふうに思います。これから10年というスパンでごみ行政を進めるならば、八街市の可燃ごみの76パーセントは紙、布、ビニール類、これを分別すれば大いに資源化させることができる。それから、17パーセントを占める生ごみ、これは堆肥化に取り組み、燃やさないごみ行政は必ず実現できるというふうに思うわけなんです。そういう点でも経費削減、これは大いにやらなければならないのではないかとこのように思うわけなんです。

そういった点でも、ごみの減量化の取り組みは、行財政改革の中身としてやっていかなければならないのではないかとこのように思います。これは、市長が燃やさないごみ行政をということでは、私、市長に答弁いただきたいというふうに思います。そういう点で、市長、今後の決意をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

八街市総合計画2015の中で燃やさないごみ行政を目指すと掲げてございます。そうしたことにあたり、先ほど答弁したことにつきましては、種々まだ努力目標ということで上げたところであります。私といたしましても燃やさないごみ行政、これは進めてまいりたいと、今新たに掲げたところであります。

○丸山わき子君

ぜひ、こういった点での取り組みを進めていただきたいとこのように思います。このプランの中には、ごみ袋の有料化という問題も当然検討されてくるのではないかとこのように思います。しかし、燃やさないごみ袋は要らないわけですから、市民の負担にもならないということで、もちろん燃やすために税金を投入することはなくなるわけで、本当に無駄がなくなるという点で、市民と一緒に燃やさないごみ行政、積極的に取り組んでいただきたいと、このことを申し上げておきます。

それから、人事評価制度についてなんです。これは実際には今やられているんですけども、国ではこの人事評価制度に伴って、仕事がよくできる方にはボーナスは10パーセント増、働けない方にはボーナス、マイナス30パーセント、そういった制度を導入しなさいということでは、私、これはとんでもないことだと思います。民間でいえば成果主義の賃金というわけなんです。

公務員は憲法を順守して、それから、住民のために奉仕をする、これが仕事であります。ですから、市民の皆さんのためにどれだけ頑張るのか。これが職員の皆さんに求められていると思います。ここに成果主義を持ち込んで、一体どうなるのか。特に地方公務員の仕事というのは、チームで仕事をすることが圧倒的に多いと。チームプレイに成果主義は本当にふさわしくないというふうに思います。上司が点検するわけですね、この職員は一生懸命働く、

この職員は怠けている。こうなりますと、上司の目を気にしてなかなか普通のきちんとした仕事ができなくなってくる、こういった職員を育てていってはまずい。大変、国のやり方というのも、職員の皆さんのチームワークを分断するような、そういうやり方を導入させようとしていますが、先ほど答弁では慎重に検討するという答弁でございました。これは、やはり簡単には導入すべきものではないというふうに思います。やはり本来の職員の皆さんの仕事は、市民の皆さんの立場に立って、市民の皆さんにどう奉仕していくのか、これが職務であります。ぜひ、そういう点での取り組みを進めていただきたいというふうに思います。この人事評価制度というのは、国の方ではいろいろとやんやと言ってくるのではないかとこのように思いますが、しかしながら、八街市は八街市の独自の取り組みをぜひ進めていただきたい、このことを申し上げておきます。

次に、子育て支援についてであります。今、6人に1人は貧困の子どもであるという、これは総務省の調査結果が出されておりますが、本市の貧困対策について伺うものであります。本市でも多くの子どもが大変な貧困の中で生活をしているということを言わざるを得ないわけですが、八街市の貧困対策について伺います。やはり子どもの貧困は、家庭の経済的貧困から端を発して、不十分な衣食住、学習環境の不足、低学力、低学歴、そして子どもの内面には低い自己評価であるとか不安感、不信感、また、孤立、排除を生み出し、場合によっては虐待、ネグレクトなど複合的なものとしてあらわれてくるのではないかとこのように思います。日本のひとり親家庭の貧困率は54.6パーセントと、経済協力開発機構加盟の34カ国の中でも最悪の状況となっております。特に、ひとり親家庭の生活実態、この八街市でも大変な状況があらうかと思いますが、ぜひこの調査をする必要があるのではないかと。そして、それに対して施策を進めていく必要があるのではないかとこのように思いますが、その生活実態調査、これをぜひ進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

子どもの貧困対策といたしましては、ひとり親家庭に対する医療費の助成として、平成27年度は696世帯、1千728人のうち426世帯、573人に医療費の助成を行い、また、ひとり親家庭の経済的自立を促進するために、資格等の取得に向けて養成機関で修学する場合に、学費や生活費等を給付する自立支援給付金、高等職業訓練促進給付金などの支援を行っております。

なお、ひとり親家庭の生活実態につきましては、児童扶養手当の受給資格認定の際に、本人との面談を実施しておりまして、現状の把握に努めております。

また、全国市長会におきまして、国に対して子どもたちの将来がその家庭の事情等に左右されてしまうことがないよう、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、教育を受ける機会の均等を図るとともに、生活の支援、保護者への就労支援等を行うことにより、子どもの貧困対策をさらに総合的に推進することについて要請しているところでございます。

○丸山わき子君

面談をしているから状況がわかっているということなのですが、では、その状況把握の中で八街市が独自にこういった施策が必要だと、そういう分析がされているのかどうか、その辺については担当課、どうでしょうか。

○市民部長（山本雅章君）

今の市長の答弁のとおり、受給認定の際に本人との面談を必ず実施するということで現状把握しておりまして、その面談の結果、生活に困窮する、あるいは障害をお持ちであるといった、そういった場合は担当窓口へつなげるなどしておりまして、また自立支援教育訓練給付金とか高等職業訓練給付金、こういった制度もありますということで制度の紹介、それから相談内容に応じた各種相談窓口、どこにありますというふうな情報提供なども行って、そのような対応をしております。

○丸山わき子君

そうは言っても、貧困率というのが全国平均から上がってきているのかという点では疑問があります。ですから、やはりそういった面談をしているのなら、もう少し八街市独自のひとり親家庭に対する施策充実が必要ではないかというふうに思います。

それで、ちょっと時間がございませんので2点目に入りますけれども、27年の4月から生活貧困者自立支援法が施行されております。この制度のメニューに対しては、学習支援の取り組み、これも示されているわけです。それで、この間実施しない、答弁されてきておりますが、厚生労働省は実際に成果を上げるように求めているわけなんです。

本市の取り組み、これは今後どのように検討されているのか、お伺いいたします。

○市民部長（山本雅章君）

今の学習支援につきましては、課題といたしますか、子どもたちの状況を把握している教育委員会との連携、それから、あと受託してくれる団体とか、あと人材の確保、こういった課題などもありますので、現在行っている自立相談支援事業、ここでの相談内容とか、あと被保護世帯、生活保護ですね、その子どもたちの生活状況、それから他市の状況とか効果、こういったことを参考に今後検討を進めていきたいと考えております。

○丸山わき子君

もう既に平成27年の4月にはこの法が施行して、国は早くやいなさいよということを行っているわけです。それにかかわらず、いまだに検討ですなんて言うのは本当に遅過ぎます。やはり一日も早く貧困対策に対する取り組みを積極的にやるべきであるというふうに思います。毎回同じような答弁をしているようでは困ります。ぜひ平成29年度は一步踏み出したという、そういった内容にしていただきたい、このように強調しておきます。

次に、就学援助費の制度の充実であります。先の9月議会でも私、取り上げました。市長は検討したいということをおっしゃられたわけなんですけれども、八街市の就学援助制度は大変その内容的にはお粗末です。小中入学前の支給、これは、やはり文科省が必要な時期に支給しなさいと言われていてもかかわらず、いまだに対応できていない。あるいは、消費税が引き上げされたのに、就学援助費の中には上乘せはされていない、国はしておりますね。それ

から、小中のクラブ活動費の支給、これもされていない。それから、生徒会費が支給されていますが、国の支給の半分以下というような状況です。やはり就学援助制度というのは、どの子どももお金に心配なく義務教育を受けられる、これを保障した制度です。この制度充実には、やはり行政が積極的に取り組まなければならないというふうに思います。市長、この点で、来年4月からは、こうした内容を充実させて出発できるのかどうか、その辺について、再度私、確認する次第です。いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

9月定例議会でもお答えいたしましたように、就学援助制度につきましては、平成24年4月1日に制定いたしました八街市要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実施要綱に基づき実施しておりますところでございます。

入学準備金の支給についてでございますが、本市は保護者の収入状況等の変動が多いことに加え、児童生徒の急な転出入が多いこともあり、就学援助の認定を事前に行うことは難しいと考えております。新入学用品費につきましては、例年、認定後5月下旬から6月上旬に支払いをしておりますが、今後は速やかに支払いをするように努めてまいりたいと思っております。

また、生徒会費を含む援助費の支給額を国の基準まで引き上げること及び中学校クラブ活動費につきましては、支給に向けて関係課と協議してまいります。

○丸山わき子君

これはぜひともきちんと就学援助制度が機能する、そういう内容で平成29年度出発していただきたい、このことを強調しておきます。

それと、教育費の増額であります。この間、市の予算編成時には、教育予算についても容赦なく一律の削減を続けてきております。次代を担う子どもたちの予算はきちんと確保していく、これが行政の責務であります。

1つお伺いいたしますのは、施設整備について。エアコン設置は29年度から整備するという答弁が先ほどもありましたけれども、どのように進めるのか。それから、トイレの洋式化、これはどうするのか。それから、教育振興費についても、削減ありきではなくて予算確保を求めるところであります。その辺について市長、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

来年度予算編成につきましては、教育費に限らず、先ほど答弁いたしましたとおり、厳しい財政状況を認識した上で限られた財源の有効活用を図るため、施策の厳選化と重点化を徹底することとしております。

教育費におきましては、平成29年度の主な施設整備といたしましては、今年度に引き続き八街北小学校の屋内運動場の非構造部材の耐震改修工事や平成30年度に工事を予定している川上小学校の空調設備の設計業務を予定しております。また、平成30年度以降につき

ましても、トイレの洋式化工事等の検討を含め、そのほかの老朽化した施設の修繕を予定しているところでございます。

教育振興費につきましては、補修業務や賃貸料は減額となっておりますが、全体として増加傾向となっております。新年度においても、引き続き施策の厳選化と重点化を徹底し、喫緊の課題への対応を反映した予算編成をしてみたいと考えております。

○丸山わき子君

ぜひ、その点についてもよろしくお願いたします。

それでは、ちょっと時間がございませんので、利便性の高い乗り合いタクシーの件について質問いたします。

まず、私、お伺いしたいのは、地域のニーズに合致した生活交通となるのかどうかということで、運行の目的、これは何なのかということをお伺いしたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市が導入を検討しているグループタクシーの運行の目的につきましては、自動車を利用できない高齢者に対し、路線バスやふれあいバスにかわるドア・ツー・ドアの移動手段を提供することにより、日常生活の利便性向上と社会活動の拡大に資するとともに、地域の住民の方が声をかけ合い、共同でタクシーを利用することを通して地域のコミュニティー形成に寄与することにあります。

また、制度の概要につきましては、高齢者等の交通弱者に対して一定の枚数のタクシー助成券を交付し、タクシーの乗車料金の一部を助成するものでございます。この制度は、単なるタクシー助成券の交付とは異なり、数人でグループを作り、買い物や通院などタクシーを利用する際にも利用することができるものであることから、グループでタクシーを利用した場合には、タクシー運賃から助成券の金額を差し引いた料金を乗り合わせた利用者で負担する制度でございます。

利用にあたっては、1人でも助成券を使用できるものではありませんが、1回の乗車につき1人1枚の助成券を使用できるため、複数人で乗り合わせるほど利用者の負担するタクシー運賃が少なくなることから、グループでの乗り合いを促進するという効果がございます。

また、民間タクシー事業者所有のタクシーを活用するため、新たな設備投資の必要がなく、実際に助成券の利用があった場合のみ補助を行うことから、効率的な制度となっております。

○丸山わき子君

グループタクシーということで、グループで活用すればするほど安くなりますよという制度のようなんですが、その問題につきましてはちょっと後でお伺いたします。

利用にあたっての要件から、まずお伺いたします。地域公共交通網形成計画の乗り合いタクシー導入実施計画イメージの中では、検討項目として年齢、距離要件、また市民非課税証を対象とするという方向が示されているわけですが、これはどのように具体化されようとしているのか、具体的に説明いただきたいと思っております。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本制度の利用にあたっての要件につきましては、本年度に策定を予定している八街市地域公共交通再編実施計画の中で協議、検討している段階でございますが、制度導入の目的を高年齢者等の交通弱者に対する外出支援としていることから、年齢による制限を設けると考えております。

本年3月に策定しました八街市地域公共交通網形成計画における実施計画の案では、先進自治体の事例に倣い、自宅が最寄り交通機関までの一定距離があることの距離要件や、市民税が非課税である所得による制限などについて助成対象要件を示してございますが、制度導入の際の要件設定につきましては、本制度が単に交通施策ではなく、高齢者福祉施策としての側面を持っていることから、現在策定しております八街市地域公共交通再編実施計画の中で、高齢者の皆様にとって利用しやすい制度となるよう、慎重に検討してまいります。

○丸山わき子君

この乗り合いタクシーは高齢者福祉施策と位置付けていると。ですから、所得制限というのはまずおかしいという点で、これはしないという方向だというふうに理解してよろしいわけですね。制度の導入の目的が高齢者の交通弱者の外出支援だとしながら、年齢制限を設けるのはおかしいのではないかと。市民のニーズに答えられないのではないかとというふうに思いますが、一般的には高齢者というのは65歳以上なんですね。高齢者が住みなれた地域で安心して自立した生活を送るために、65歳以上の高齢者の移動手段を保障すべきではないかなというふうに思いますが、その辺はいかがでしょう。

○総務部長（武井義行君）

それにつきましては、現在協議会において詳細について今検討しているところでございます。いろいろな方のご意見をいただきながら決定してまいりたいと考えています。

○丸山わき子君

多くの市民の皆さんからは、高齢者といえれば一般的には65歳であると。現にもう65歳に達した方々が本当に買い物、病院、市役所に来る、銀行に行く、大変な思いをされているという話も聞いております。ぜひ、そういった点で、財政が厳しいからということで年齢制限を絞り込むということは絶対あってはならない、市民の皆さんがどこに住んでいても安心してこの八街で暮らせる、その保障はぜひしていただきたい。これは協議会の中での決定だというふうに言われているわけなんです、しかしながら、市の姿勢として協議会お任せではなくて、市の姿勢として高齢者の安心を担保していく、そのことが今必要ではないかというふうに思います。私、ちょっとこの点について市長にも65歳以上という点での質問をさせていただきますが、市長の考えをお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

先ほども申し上げましたとおり、その年齢ではなく、高齢者福祉施策としての側面を持っていることから、八街市地域公共交通再編実施計画の中で、高齢者の皆様にとって利用しや

すい制度になるよう、しっかりと慎重に検討してまいります。

○丸山わき子君

高齢者福祉といいながら、高齢者の中にあなたは使えません、あなたは使えます、それはおかしい。高齢者というのは65歳以上です。そういう点では、きちんと市民の皆さんの安心を担保していく、そういう施策にさせていただきたい、このことを強く求める次第であります。

それから、利用者負担についてお伺いするところでもありますけれども、先ほどはグループで利用することによって安くなりますよという、そういったことが強調されておりました。しかしながら、利用者助成金による利用としていますけれども、市民の足を守るという立場に立ちまして、タクシーについてもバスと同じように負担軽減を図っていく、このことが必要ではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

利用者の助成金額につきましても、本年度策定を予定している八街市地域公共交通再編実施計画の中で協議、検討している段階でございますが、千葉県内における高齢者外出支援事業の実施事例を見ますと、助成金額につきましては、各自治体によって異なりますが、1枚当たり500円からタクシーの初乗り料金である730円の助成券を年間30枚から48枚程度交付しており、年間の助成金額については1人当たり約2万円から2万4千円程度を限度に設定しております。

先に答弁いたしましたとおり、本市が導入を検討しているグループタクシーにつきましては、1回の乗車につき1人1枚の助成券を使用できるため、複数人で乗り合わせるほど自己負担が少なくタクシーを利用できます。例えば、助成券1枚の額を500円、タクシー乗車料金を2千400円と仮定した場合、4人での乗車であれば、合計2千円が助成されますので、乗車料金から助成金額を差し引いた400円を4人で負担していただくこととなり、1人当たりの負担額は100円となります。助成金額につきましては、利用要件とあわせ、本市の財政状況を勘案しながら、持続可能な制度となるよう慎重に検討してまいります。

○丸山わき子君

グループで乗車できるというのはどこまで可能なのか。私、大変これは無責任な制度だと思います。これじゃあ、幾ら持続可能といっても利用可能にはならない、この間も試験的に動かしましたよね。そのときにどれだけの方々がグループで乗ったかというに乗っていないんですよ。それも、市民の皆さんがこれだけ乗りましょうというふうに前提を作らなきゃならないというのはなかなか難しいです。1カ所でオペレーションセンターがあって、じゃあお伺いしますよ、次はそこに行きますよ、そこに行きますよという形での同乗して運行するというのなら可能ですけれども、自分たちがグループを作って、じゃあ乗りますというやり方はなかなかうまくいかないというのはわかりきっていることなんです。

デマンド型乗り合いタクシー、これは本来はドア・ツー・ドアの送迎、これを行うタクシ

一の利便性。それから、乗り合いと低料金というバスに準じた特徴を兼ね備えた移動サービスであるというふうに思います。

ですから、500円の補助券でということをおっしゃいましたが、これもなかなか高いですね。八街市内各地から市役所までのタクシー料金、4千400円から900円と差があります。高齢者等の交通弱者に対して日常生活の利便性の向上、社会活動の拡大を運行と目的としているわけですから、市全域に対して均等な利益、低料金の移動サービスの提供をすべきであるというふうに思います。そういった点で、千葉県内の、先ほどは補助券を出している、そういうケースを出しました。しかし、この補助金制度で補助券を出している地区というのはあまりないわけですね。

隣の東金市、ここでは高校生以上400円、一律ですね、小中学生は200円、小学生未満は無料、これを実施しています。それから、山武市、ここは大人300円、中学生150円、小学生100円、乳幼児は無料。横芝光町では、大人300円、小学生、65歳以上は150円、こういった低料金で市民の皆さん、住民の皆さんにサービスを提供しているわけなんです。八街市の今やろうとしている乗り合いタクシー、これでは利用する人はまずいないと思います。私は、もっとバスもタクシーも同料金で、住民の皆さんが本当にどこに住んでいても安心して暮らせる、そういう街づくりを進めるべきだというふうに思います。最初から大変高いハードルで、これに乗ればいいですよ、これに乗って皆さんの割り勘にすれば安くなりますよ、こんな制度は作っても無駄だというふうに思います。そういう点では、もう少し中身を検討すべきではないかなというふうに思いますが、市長、いかがでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

なかなかやはりこういったサービスは市民の皆様には公平なサービス、これが適用できなきゃいけないというのは重々承知しているところでございますけれども、なかなか広い地域、いろいろと循環バスの兼ね合いといろいろございます。

ただ、実際に運用等していく中でいろいろ聞こえてくる声等につきましては、真摯に受けとめた中で、よりよい制度になるよう改善にも努めてまいりたいと思っておりますし、この制度というものを実際にやはり理解してまずいただかなきゃいけないということもありますので、その辺の周知につきましても努力してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

理解していただきたいというのも、やはり市民の皆さんの暮らしを守る、どこの地域に住んでいても安心して暮らせる、このことを最優先にした制度にしなければ生きたものにはならないということを私は申し上げたいと思います。隣の山武市も東金市も本当に低料金でサービス提供しているわけです。八街市は毎年6億円も財政調整基金に貯金をしてしまう、こういったお金があれば、本当に市民の皆さんが安心して暮らせるところに税金を使っていく、貯金をしないで使っていく、こういうことをもっと考えていかなければならない、このように私は思います。

そういった点で、最初から利用できない乗り合いタクシー制度、導入すべきではない、市

民の皆さんが安心して暮らせるための乗り合いタクシー、これをぜひとも導入していただきたい、このことを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（小高良則君）

以上で日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を終了します。

会議中ですが、昼食のため休憩します。

(休憩 午後 0時00分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（小高良則君）

再開します。

報告します。最初に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者に追加がありましたので、配付しておきました。

次に、11月28日に受理した陳情1件につきましては、その写しを配付しておきました。以上で報告を終わります。

次に、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を許します。

○京増藤江君

それでは、私は地域経済の活性化、安心の国保、安全な道路整備の3点について伺います。今日は高校生や中学生の皆さんが傍聴に見えておられます。安心して暮らせる八街にするために、私も頑張って質問をしたいと思います。

それでは、1点目に、地域経済活性化についてでございます。安倍政権は社会保障の拡充を口実に消費税を増税する一方、年金給付額削減をはじめ医療や介護など社会保障の改悪によって国民負担を増やし、個人消費が落ち込んでいます。個人消費の落ち込みは日本経済低迷の最大の原因であり、日本経済の再生は家計を温めてこそ実現します。

本市においても、年金から引かれるものが多く、手元に残るお金が少ない、そのために80歳近いけど働いている。また、仕事をかけもちしている、こういう声が上がっています。市民の懐を温め、地域経済を活性化させるためには雇用の創出が必要です。子育て、老後の安心のために、まず保育、介護の充実について伺います。

今、保育士の約3分の1が非正規でございます。それとともに保育士不足となっています。保育士の正規雇用拡大及び定員の充足を求めます。

まず、非正規職員数、また不足している保育士は何名なのか伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

近年の全国的な保育士不足により、本市におきましても保育園の待機児童解消を図る上で、保育士確保が喫緊の課題となっており、その対応に大変苦慮しているところでございます。このため、本市では、保育士の処遇改善策といたしまして、本年4月より臨時保育士の賃金を時給1千100円からフルタイム勤務1千200円、短時間勤務1千140円と処遇改善を図ったところでございます。

また、保育士の正規職員の雇用につきましては、本市職員全体での定員適正化を見定めながら良好な保育園運営を維持していくため、今後も専門職である保育士の計画的な雇用に努めてまいりたいと考えております。

次に、介護従事者の離職問題などを含めた介護人材確保対策についても大きな課題であることは認識しているところでございます。

本市といたしましては、まず、この介護従事者の離職問題に目を向け、地域密着型介護サービス事業者の介護職員、管理者、中堅従事者などを対象に地域包括ケアの推進に向けて身に付けておくべき地域と関わりの視点、地域を巻き込んだケアマネジメント、チームケアなどのスキルを学ぶ講座の開催を検討しているところであり、介護従事者皆さんの自己研さんの場を設けるよう努めてまいりたいと考えております。さらには、市内事業所へ千葉県で行われている介護従事者に関する研修等に参加し、資格等を取得していただくなど、介護従事者の質の向上にご尽力いただけるよう周知するとともに、介護従事者の雇用促進につきましても、千葉県の介護人材確保対策事業の多様なメニューをもとに雇用拡充に努めてまいりたいと考えております。

なお、少子化対策に関する提言として、「保育士の確保及び処遇改善を図るため、公定価格における処遇改善等加算について、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること」、「保育士の勤務条件の緩和や勤務形態の見直しなど、人材確保に向けた環境整備を図ること」を。また、介護保険制度に関する提言として、「介護報酬等に対し、平成27年度介護報酬改定の影響について、適切な検証を行い、質の高い介護サービスを継続して確保するため、必要な措置を講じること」、「次期介護報酬の改定にあたっては、保険料の水準に留意しつつ報酬体系を簡素化するとともに、適切な人材の確保や介護従事者の全体の処遇改善、サービスの質の向上などを図るため、都市自治体の意見を十分踏まえ、地域やサービスの実態に即した報酬単価、地域区分とするなど、適切な報酬の評価・設定を行うこと」を全国市長会を通じまして要望しているところでございます。

○京増藤江君

全国市長会でも介護職員などについても待遇改善などの処遇を要望しているという、そういう答弁だったと思うんですけど、まず、私は八街市の具体的なことについてお伺いしますが、非正規職員が3分の1の状況が、八街市では保育士の状況が続いております。そういう中で、やはり抜本的な処遇改善ということになれば、この非正規を正規の職員に変えていく、そのような抜本的な処遇改善が必要と思うんですけど、この点についてはいかがでしょうか。

○市民部長（山本雅章君）

今の非常勤保育士を正規職員にということですが、市の定員適正化計画もごきますし、また、非常勤でやっただいてる保育士につきましても、必ずしもフルタイムで働けるというものではなくて、それぞれのニーズに合った雇用形態なども取り入れておりますので、定員適正化計画で市全体での職員を考えた場合には、それは非常に困難なもので

あると考えております。

○京増藤江君

確かに、短時間の保育士さんもいらっしゃいます。しかし、フルタイムの方々が多いわけです。非正規で働いている保育士さんの中にもフルタイムの方が多い。そして、現在保育士は8名が不足しているというふうにお聞きしております。やはり先ほど時間給を増やしたという市長の答弁があったのですけれど、抜本的な待遇改善がなければ保育士不足は解消されないと思うんです。これは全国的に、もうそのような方向が必要だということが出されております。そして、やはり八街市の中でも保育士の資格をもうとるんだと、もうすぐ学校を卒業するんだけどほかの仕事に就こうかな、こういう方々もいらっしゃるわけです。ですから、やはり保育士という、子どもたちが好きでその勉強をしている方たちが安心して働ける、そういう処遇改善が私は必要と思います。

せめて、一遍に正規職員にということは無理だと思うんです。不足している8名、これを例えば、今フルタイムで働いている方々の中からやはり試験を受けていただいて正規にしていくと、こういうことも考えられると思うんです。それは市の姿勢として、今後正規の職員をどう増やしていくのか、その方向が必要と思うんですがいかがでしょうか。

○市民部長（山本雅章君）

正規職員である保育士を雇用する場合には、市の試験を受けていただくということが必要になるわけですが、現実には、今現在臨時でやっていた方が正規職員を目指して市の試験を受けると、こういったケースは現実にはございます。ただし、毎年募集をする保育士の数というのは、やはり市全体の職員数の適正化を図っていく上では必要なことでありますので、多くの保育士を毎年雇えるわけではないという事情もございます。

○京増藤江君

やはり子どもたちを健やかに育てていく、本当に八街市を支えてくれる子どもたちを育てていく、そのために、やはりきちんとした処遇をしていく、私はその方向が必要だと思います。そして、これを安定させて八街市の経済も活性化させていく、私はそういう方向で、やはり先ほど、午前中の質問でもありましたけれど、やはりその適切な職員の配置、また数を増やしていく、職員数を増やしていく、そういう方向で保育の充実を図っていただきたいと思います。今年度の待機児童24名ということで、昨年よりも大分増えている、そういうことから、やはり保育士の処遇改善、しっかりとやっていただきたいと要望しておきます。

それから、介護施設の職員についてなんですけれど、介護施設についても、やはりせっかくそこで働いている方がもうやめようかな、そういう声も結構聞こえてきます。本当に処遇改善は待ったなし、これは先ほども市長の答弁にもありましたけれど、高齢者施設の職員確保のために八街市としても人件費など何らかの支援ができないか、このことについてお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（吉田正明君）

介護報酬の水準及び処遇改善につきましては、国におきまして介護事務所の経営状況、あ

るいは物価変動を勘案いたしまして、サービスの実態に見合った基本報酬を定めた上で、介護従事者の処遇改善を図るために加算措置というものも講じていただいているところでございます。

市といたしましても、適切な介護報酬の設定が行われるよう、先ほど市長が答弁で申し上げましたように、国に対して要望をしているところでございます。介護人材の確保につきましては、国、県、市、あるいは関係団体が連携をいたしまして、総合的に取り組むということが必要でございまして、国が設定いたしました介護報酬に加えまして、市独自で財政措置を講じということにつきましては、現段階では財政上、非常に困難であるというふうに考えております。

○京増藤江君

本当に介護や保育の現場、本当に人がいなければその仕事はできない。そういう仕事が大変待遇が悪いということで、人手不足となっている。ここをいかに充実させていくかということがこれからの少子高齢社会には求められていると思います。

また、市民の皆さんにとっても教育や福祉、保育など社会保障の充実を切実に求めておられます。社会保障は充実させることによって雇用を増やすことができます。

また、この福祉施設で地元の農産物などを利用すれば、地産地消によって地域経済が循環をしていく、こういう点で本当に八街市が教育、福祉、充実する、そういう街に私は方向を定めていただきたいなと思います。「成田空港周辺 遊ぼう！食べよう！出かけよう！」という、こういう冊子があります。この中には、成田市、香取市、富里市、山武市、神崎町、栄町、多古町のような町名が出ております、市。それで、八街市としても、私はやはりこういうところに八街市の名前が出てくるような、遊ぼう！食べよう！とあるので、ここに私は八街市の福祉や教育はいいから見てみよう、見学してみよう、こういうような名前が出るような街づくり、とても魅力があるのではないかと思います。そういうことも要望しておきたいと思います。

次に、地元業者の育成についてなんですけれど、住宅リフォーム助成制度、27年度の当初予算額は500万円だったのですが、決算額は371万円と大分予算よりも少ない状況です。そういう中で経済波及効果は17倍あったということで、やはりこの市税収などの収納率が大変低い中で、いかに仕事を保障するかという点で、この住宅リフォーム助成制度、大変必要なものであると思います。今後も制度の継続及び充実を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、平成24年度から居住環境の向上と住宅関連産業を中心とした市内産業の活性化を目的として、国の社会資本整備総合交付金を活用いたしまして、住宅リフォーム工事補助事業を実施しております。

なお、平成24年から本年までの実績といたしまして、申請件数が245件で、補助金の

合計額2千93万5千円に対しまして、総事業費が3億1千39万1千98円となっております。また、補助金に対する経済波及効果は14.8倍となります。

また、国庫補助金は本市の要望に対して減少傾向ではありますが、今後も増額の要望をするとともに、事業の継続をしてまいりたいと考えております。

○京増藤江君

やはり経済効果が平均で14.8倍もある。この事業、継続していく方向ということで、本当によろしくお願ひしたいと思います。それにつけても、やはりこれは充実させていく必要もあると思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○建設部長（河野政弘君）

住宅リフォーム制度の充実ということでございますけれども、当初市の単独事業で行ってまいりましたが、その後国の補助制度を活用いたしまして、この制度を継続しているものでございます。最近国の補助制度の方が縮減傾向でございますけれども、今市長から答弁がございましたように、国の方への要望を含めまして継続をしてまいりたいと考えております。

○京増藤江君

ぜひ充実を求めたいと思います。

それで、私はこの事業について、やはり多くの業者さんに参加していただきたいと思うんですが、税金を滞納している場合にはこの事業に参加ができないのですけれど、分納で納めているとか、そういう方たちがやはり仕事を得ることによって税金をしっかりと納めていける、そういう方向にしていくためにも、私は、税金を滞納していてもこの事業に参加できる、そういう方向が必要と思いますが、いかがでしょうか。

○建設部長（河野政弘君）

税を滞納していると参加できないということ、恐らく小規模公共工事の方の制度のことかなと思いますけれども、このリフォームの対象者はお住まいの方ですので、その住まいの方が滞納していれば補助対象になりませんが、でも、事業者についての滞納とかそういうことについては特にこの中での制限はございません。

○京増藤江君

業者さんは税金を滞納していれば、この住宅リフォーム事業には参加できない、そういうことですね。ちょっとすみません、もう一回確認等。

○建設部長（河野政弘君）

事業者の方ではなくて、その補助を受ける方です、そういうことです。

○京増藤江君

ということは、業者の方が税金を滞納していても、住宅リフォーム事業に参加することはできると、そういうことですね。

○建設部長（河野政弘君）

この制度の補助を決定する際には、その業者の方の滞納とかそういうことまでは調べませ

るので、ご理解いただきたいと思います。

○京増藤江君

それでは、滞納していてもできるということで、そういうふうに。

私は、次に小規模公共工事登録制度についてお伺いします。この制度については、滞納していれば登録できないということだと思うんですが、小規模公共工事登録制度についても、やはり滞納していても分割できていけば、きちんと分割で納めることができていると、そういう方向で考えていただきたいのですけれど、いかがでしょうか。

○財政課長（會嶋禎人君）

本市の小規模工事と契約希望者の登録制度ということで、その中で登録できない者という中に、市税を滞納している者という項目はございます。しかし、納付の約束、納付制約を順守している者で市長が登録を認める者は除くという規定がございますので、納税をしっかり守っているということが確認をとれて市長が登録を認める場合は登録できます。

○京増藤江君

これは、きちんと市長が認めれば事業に参加できると、登録できるということで、住宅リフォーム助成についても小規模公共工事登録制度についても皆さんが仕事ができるということでは、本当にさらに皆さんの仕事おこしにつなげていただきたいと思います。

次に、小規模公共工事登録制度についてお伺いしますが、この間の契約金額の動向についてなんですが、仕事おこしにつながっていると思いますが、どういう状況なのかお伺いします。

○財政課長（會嶋禎人君）

件数ですと、やはり多少が、少ないものを多く請け負ってくれているとか、大きいもの、少ないとかありますので、契約金額の方で申し上げますと、25年度が約2千100万円、26年度が2千200万弱、27年度が2千600万円弱ということで、微増という判断をされてしまうと微増ですけれども、増えている傾向にはございます。

○京増藤江君

やはりこれは、業者さんにとっては大切な仕事おこしとなっていると思います。学校の修繕なんかも、やはりあちこち必要な状況ですので、ぜひ今後も仕事を出していただきたいなと思います。

それと、あと、やはり地元業者さんの仕事を確保していくためには、介護保険の住宅改修も地元の業者さんができるようにしていく、これも大切だと思うんですが、この点については私たち共産党も何回も質問をしまいましたが、やはり前向きのそういう地元の業者さんが仕事ができる、そういう方向にしていきたいと思いますが、どうなっておりますでしょうか。

○高齢者福祉課長（吉田正明君）

本年度、現時点におけます介護サービスの中での住宅改修につきましては、今現在79件でございます。このうち市内業者発注が16件、また介護予防サービスにおけます住宅改修

につきましては29件で、そのうち市内業者につきましては10件でございます。この住宅改修につきましては、議員がおっしゃいますとおり、地元業者には発注をしていただくということが一番よろしいということは、これは同じでございますけれども、その住宅改修を行う側の立場から見ますと、ほかに利用している介護サービスとの兼ね合い等もございまして、事業者の選定につきましてはあくまでも個人の判断ということになってまいりますので、全てを地元業者にさせていただくということはなかなか難しいところではないかと思えます。

○京増藤江君

確かに市内の事業者を使う方ばかりではありませんから、確かに難しい面はあると思えます。しかし、これからどんどん高齢化していくわけですから、やはり地元の仕事を作っていくという点では、私はいかに地元で仕事をしていただくかという研究も必要だと思えます。やはり税収が足りなくていろんなものを削っていかなければならない、そういうところから出していくためにも、仕事をどうやって作っていくか、収入をどうやって増やしていくかという点で、仕事おこしについてしっかりと研究を求めたいと思えます。

次に、安心の国保について伺います。広域化についてなんですけれど、八街市への影響はどのようなことが予想されるのか伺いたいと思えます。国保事業納付金について、自治体の負担能力に応じた額にすべきと考えます。その点、県はどのような傾向を出しているのか。また、八街市としてはどのような意見を出しているのか伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

国保の広域化につきましては、平成27年に施行されました「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の中で、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化するものとされております。

財政運営の面で申し上げますと、国保会計の大半を占める保険給付費につきましては、現在、各市町村が国県等からの補助金と保険税を財源として支出していますが、広域化後は、県が各市町村から国保事業費納付金を徴収し、県全体の保険給付費を県が支出することとなります。市では、国保事業費納付金を保険税によって賄うこととなります。

この国保事業費納付金につきましては、今年度、各市町村が基礎データを県に提出したところであり、今後、県より納付金の額が示されることとなります。この納付金の額が、市の国保財政に与える影響は大きいものと思われまます。

そこで、国に対しまして、市長会を通じまして、「医療保険制度改革に伴い、市町村の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じること。特に、新たな制度の発足に伴って発生・波及するシステム経費等については、超過負担を招かないよう必要な額を確実に確保すること。また、新たなシステム設計については、制度が円滑に運用できるよう、十分な準備期間を確保すること」を要請しているところであります。

そのほかの広域化後の国民健康保険の運営方針につきましては、今後県に設置されます国

民健康保険運営協議会での議論を踏まえて決定することになると思われまので、県の動向を注視し、適切に対応してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

国保の広域化という問題は、国民のためにこういう制度にするというわけではなくて、医療費をいかに減らしていくかと、抑制していくかということから来ております。本当に市長も答弁されたように、自治体の負担を増やしてはならないということが本当に大事だと思います。ぜひその姿勢を貫いて、市民の皆さんに負担が増えないようにということで取り組んでいただきたいと思います。

次に、やはり今後納付金がいかに幾らになるかということは大問題です。その点では、やはり医療費をいかにかからないようにしていくか、病気の早期発見、早期治療の取り組みが大切と思うんですけど、疾病率や検診率の引き上げについて伺います。疾病率や医療費上位の疾病に対して、検診率引き上げについてはどのような取り組みをしているのか伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の国民健康保険特別会計は、非常に厳しい財政状況であり、財政の健全化を図るためには、歳出の大半を占める医療費を削減することが重要であります。医療費を削減するためには、疾病の早期発見、早期治療により医療費を抑制することが大変有効であると考えております。

そこで、医療費の上位を占める糖尿病や高血圧などの生活習慣病を防ぐため、特定健康診査及び特定保健指導を実施しております。これまで特定健康診査につきましては、医療費が高額になる腎機能障害の早期発見のための腎機能検査の追加実施等、検査項目の充実や審査日程の追加等を実施することにより、受診率の向上に努めてまいりました。

また、特定健康診査の結果に基づき、生活習慣病になるリスクの高い方を対象に実施しております特定保健指導につきましては、料理教室、運動教室を実施し、生活習慣の改善に努めてまいりました。特定健康診査の受診勧奨につきましては、郵便や電話による受診勧奨を行ってまいりましたが、今年度、小谷流地区におきまして戸別訪問を実施したところであります。

今後は、他の地区での戸別訪問による受診勧奨の実施についても検討してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

そのような方向も、私はとても大切だと思います。やはり住民の皆さんがそういうふうに進めてくれたんだから行ってみようかと、そういう動機にもなると思います。

それで、やはり本当に市民の皆さんの健康を維持していく、病気を予防していくために、私は国保課に正規の保健師の配置が必要と思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○国保年金課長（和田文夫君）

お答えいたします。

現在、国保年金課には保健師や看護師等医療の知識を持った専門職が配置されていないため、医療等の専門知識を用いた特定健診の勧奨や保健者指導において県から指摘を受けている重複、頻回受診者への指導など実施できていない部分が多いという現状でございます。

そこで、本年5月職員の増員に対する要望書、11月には平成29年度人員配置等協議に関する意見を人事担当部局に提出して保健指導の専門職の増員配置をお願いしているところでございます。

○京増藤江君

その要望に従って、ぜひ配置をお願いしたいと思います。

次に、各地域で、やはり病気予防の取り組みが必要と思うんですけれど、小学校区などそういう小さな地域ごとに取り組みしていただきたいのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

病気にならない取り組みといたしまして、予防があります。予防医学によりますと、生活習慣の改善、健康教育などによる健康増進を図る一次予防として発生した疾病を早期に発見し、保健指導などにより重症化を防ぐ二次予防がございます。

現在本市では、一次予防として、メタボリックシンドローム予防のために、2カ月で2キログラムの減量を目指す2S教室、地域へ出張して健康に関する相談を受ける街の健康相談室、保健推進活動により健康づくりのための運動や食事を伝達する保険推進員伝達講習会、各団体からの要望により健康に関する講義を行う随時健康教育、健康に不安のある方の個別健康相談を実施しております。

また、二次予防といたしまして、保健福祉センターや地区のコミュニティ施設等をお借りして特定健診等を実施し、その結果から改善を要すると判定された方に対する保健指導、糖尿病予備軍の方に対して血糖値の改善を図るための糖尿病予防教室を実施しており、疾病予備軍の抑制、予備軍にならないための取り組みを推進しております。

健康づくりや健診は、自覚症状のない方が自主的に行っていただくものであることから、検診率等を向上させるためには、その意義を十分に理解していただく必要がございます。家庭や地域、学校、職場、各種関係団体や企業、ボランティア、行政等多くの機関が連携・協働することにより、身近に自らが参加できる健康づくりの場を作り、健康づくりに取り組んでいる市民が一人ひとりの努力を支える地域づくりを進めていかなければならないと考えております。

ご質問の各地域での取り組みの強化につきましても、市民の健康増進に向けた課題の1つとして各種データを分析した上で、現在実施している事業の検証や充実を図るための取り組みを研究してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

ぜひ取り組んでいただいで、安心の老後、元気な老後を送れるような、そういう市民を増やしていただく努力をしていただきたいと思ひます。

次に、払える国保にということひで、今の国保税は所得、生活実態に合ったものなのかという点でお伺ひします。

国保税軽減世帯の滞納状況とその対応について伺ひます。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

国民健康保険事業は、保険税等の収入に依じて保険給付費等の支出を抑制することができないため、支出に依じた収入を確保しなければなりません。また、受益者負担という観点から、必要となる費用を国民健康保険に加入する被保険者の応分の負担で賄うのが原則であります。

現在、国民健康保険税につきましては、応能負担部分と応益負担部分で課税しており、そのうち応益負担部分については、低所得世帯において、世帯全員の所得の申告が必要となりますが、その所得区分に依じて7割・5割・2割の法定軽減措置を適用しております。この法定軽減措置の適用につきましては、世帯構成などにより異なりますが、平成28年5月31日現在における所得階層別の滞納世帯について申し上げますと、所得33万円未満の滞納世帯数は701世帯で、国保加入世帯数の5.05パーセント、所得33万円以上100万円未満の滞納世帯数は353世帯で、国保加入世帯の2.54パーセント、所得100万円以上200万円未満の滞納世帯数は597世帯で、国保加入世帯の4.30パーセントという状況となっております。

納付が滞った世帯に対しては、納税相談通知の送付や短期被保険者証の交付により、滞納者と接触の機会を設け、納付の意思や生活の状況を確認することで、分割納付等の相談など納税者個々の事情に依じたきめ細やかな対応が可能となり、納付につながっていくものと考えております。

○京増藤江君

確かに、今職員の方々も一生懸命納税相談に乗っているということはよくわかります。しかし、やはりこの国保世帯の担税力が低い、これが本当に払えない国保の大もとではないかと私は思うんです。そして、所得が0の世帯、加入世帯の約23パーセントを占めております。このうちの約18パーセントが滞納している。本当に所得が低いために滞納せざるを得ない、そういう状況です。

それで、やはりここをどうするかが大事だと思うんです。所得がない世帯で滞納しているところへどう対応していくのか。また、一生懸命払っていた世帯がさまざまな理由で滞納せざるを得なくなった場合、延滞金7.3パーセントがついてますます払えなくなってしまう、この延滞金がつく前の相談活動をいかに充実していくのか。ここにはどのような対応をされているのか伺ひます。

○総務部長（武井義行君）

滞納されている方々の生活実態、これにつきましては、納税相談等における聞き取りの中で把握するように心がけているところでございます。また、仮に生活困窮の方がいる場合には、生活保護の相談窓口にご案内させていただいたケースなどもございます。また、担税能力がないと判断された場合には、滞納処分の執行停止、こういったことも行っているところでございます。資力、担税能力につきましては、滞納されている方一人ひとりの状況が異なることから、聞き取り調査など十分に行った上で客観的な事実に基づきまして分割納付等の額について判断することとなります。

市といたしましては、日頃から納税相談窓口の拡充を含め、納税相談を呼びかけておりまして、さまざまな媒体を通じて納税啓発を実施しているところでございますけれども、納税相談、それから納税交渉の際には、それぞれの家庭の事情や家族の構成、それから収入、支出など生活状況をお伺いしながら納税計画を立てていくなど、丁寧な対応を心がけていくところでございます。

○京増藤江君

確かに窓口に来られた方に対しては、本当に分割の支払いとかそういうことができっております。しかし、ここにたどりつかない方々が延滞金がついて、またさらに払えなくなって暮らしが大変になっていく、ここをどうするかということが大事だと思うんです。早目に対応していけば、市民の暮らしがそれだけ助かっていくと思うんです。

例えば、滞納額50万円未満の世帯数というのは、滞納世帯6千50世帯のうち79.8パーセント、8割を占めております。その滞納額が50万円未満、これはまだ延滞金も少ないと思うんです。本当にこの延滞金がつくまでに相談に持ち込むことができたらどれだけの市民の皆さんが助かるか、私はここがないと、やはり幾ら徴収強化をしても収入がないわけですから、増えないわけですから、解決にはならないと思うんです。窓口も増やしていくというようなことがちらっと先ほど答弁にあったかと思うんですけれども、やはりこの延滞金がつかない、その前にしていく、この点についてはどのような対応ができるのかお伺いします。

○総務部長（武井義行君）

先日、実は県の税務診断というのも受けております。これは、国保税だけではなくて、今市税等も含めたところなんですけど、やはり初期対応、これを早期実施しなければいけないということで、催告書をこれまで以上に早く。ですから、新たな滞納者を発生させないような努力も市がしていかなきゃいけないということで、早期にいろいろな手法をもってその方と相談できるような体制を今とっているところでございます。

○京増藤江君

本当に相談ができた方には、例えば本当に生活が苦しい方は生活保護につなげたとか、そういう答弁もありました。本当に私もすぐそういう方向でしか対応できなかった場合もあります。市民の暮らしをいかに守っていくかという点では、本当に払えなくなった時点でしっかりと対応をお願いしたいと思います。

それで、給料の差し押さえについてなんですけど、徴収強化によって給料の差し押さえが増

えています。差し押さえ対象者の所得状況はどうか伺います。

○総務部長（武井義行君）

まず、ちょっと手元の資料で国保に関してまず申し上げさせていただきますと、まず滞納世帯の所得状況ということでございますが、200万円未満、これが世帯数で9千772世帯ということで、全体の7割ほどを占めている今状況でございます。

○京増藤江君

所得200万円未満の方も給料の差し押さえをされているということで、私もたまたまそういうお話をしますと、「実はされているのです。また、今までもされていたことがあります」という方が、「本当に生活が大変でした」ということで、やはり給料の差し押さえになる前に対応していただかなければならないなと思います。

最後に、安全な道路整備についてなんですけど、時間がありませんので幾つかお聞きします。変形5差路からスイミングまでの危険な道路、一区50号線ですが、これはもう工事に入ると、秋には工事に入ると言っておられたのですが、この点はどうなっているのか。それから、一区50号線のその道路の拡張ですね。

そして、変形5差路からスイミングまでの危険道路へ何らかの対策をしていただくということになっておりましたが、これはどうなのか。

また、やはり事故が多いところについては速度を落としていく、減速、また、グリーンベルト設置などが必要なのではないかと思いますが、この点についての計画はどうか。

もう一つは、国道409号線のイオン地先の交差点改良が早急に必要と思いますが、この点についてはどうか。

また、409号線の歩道内の側溝との段差があるのですが、この点の解消について伺います。

○建設部長（河野政弘君）

一区50号線につきましては、用地の方、ご協力いただきまして、買収の方が終わっておりますので、今ごらんになるとわかるかと思いますが、境界杭等入れております。それに沿いまして、今年度からできるところから着手していきたいというふうに考えております。

それから、スイミング脇の道路等ですね。これにつきましても、前にお答えいたしましたけど、用地が限られた中で安全確保をするためには、路面表示であるとか白線とかという表示でまずは対応していきたいというふうに考えております。

それから、グリーンベルトにつきましても、これまでも何か所か計画的にグリーンベルトはやってきておりますし、狭い道路の中、限られた境界の中で行うことについては、この間の安全確保にも効果があるというふうに考えておりますので、予算等含めた中で積極的に進めてまいりたいと考えております。

それから、409号のイオン部分の信号、交差点の改良ということでございますが、なかなか交差点の改良までは難しい点があると思いますが、先日の事故を受けまして、印旛土木事務所様の方でも早急に対応していただいているということで、ガードレールを、ち

よっと伺うと本日工事の方、施工していただいているというふうに伺って、ちょっと私はまだ見についておりませんが、そういうふうに情報をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

それから、409の歩道の段差ということでございますが、これも前回丸山議員さんの方からも質問がございまして、文違部分について一部印旛土木様の方で施工していただいております段差の解消、努めていただいておりますので、引き続きそういうような施工を行っていただけるよう要望してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

一区50号線については、秋には着工するというふうにお聞きしておりましたけれど、これは、遅れているけれど今年度中に着工するということでしたね。

それから、事故が多い道路についてのグリーンベルトの設置についてはいろいろと考えておられるようですが、事故の多い狭い道路などでの減速、速度を落としていく、この点についてはいかがでしょうか。

○建設部長（河野政弘君）

それにつきましても、路面の表示とか、あるいは標識、そういう物を設置で注意喚起をしてまいりたいと考えております。

○京増藤江君

やはり今全国で通学路の事故も起きております。八街市でも起きているし、本当にひやっとする、そういう場面はたびたびあります。そういう中で、やはり早急に対応していかなければいけないと思うんです。この変形5差路からスイミングまでの危険道路の道路標示なども、住民の皆さんとも交渉したり、そして議会でも取り上げておりますけれど、本当に実施するまでに時間がかかっています。やはり危険なところだからこそ住民の皆さんもお願いに上がっているわけですから、早急な対応が必要と思うんですが、この点についていかがでしょうか。

○建設部長（河野政弘君）

現場の状況等把握しながら、危険箇所についてはできるだけ早い対応をしてまいりたいと思います。

○京増藤江君

終わったんですね、わかりました。

○議長（小高良則君）

以上で日本共産党、京増藤江議員の個人質問を終了します。

会議中ですが、ここで10分間休憩します。

(休憩 午後 2時02分)

(再開 午後 2時11分)

○議長（小高良則君）

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、やちまた21、林 政男議員の個人質問を許します。

○林 政男君

本日4番目の質問者として執行部にいろいろお尋ねをいたします。

早速質問に入らせていただきます。

質問の第1は道路問題であります。まず、道路整備の問題についてお尋ねをいたします。

市道115号線は吉倉地先から千葉市若葉区富田町までの約4.3キロの1級市道であります。直近の交通量調査によれば、朝7時から午後7時までの交通量は、沖十文字交差点の流入量は、吉倉交差点から115号線を通過する車両は3千998台であり、吉倉方面流出量は3千734台となっております。また、各方面を合計すると、1万1千630台が十文字交差点を通過しております。また、吉倉交差点の通過量は、沖方面から吉倉交差点を通過する車両は、同じく午前7時から午後7時までですが、2千86台、吉倉方面から沖方面に向かう車が2千137台、全通過車両は4千223台となっております。そのために道路の消耗が激しく、パッチ舗装で対応していただいたのですが、もはやパッチ舗装では対処できない状態となっております。

そこでお尋ねします。既にこの区間については概略設計が行われて整備するという方針はもう決まっていると思うんですけども、現況これからどのように整備されるのかお聞きしたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市道115号線は、吉倉交差点から沖十字路を通り、千葉市に向かう路線であり、交通量も多い路線であることは認識しております。本路線の概略設計は、平成13年度に路線延長約4千500メートル、計画幅員10メートルの計画内容で実施済みであります。現在活用している社会資本整備総合交付金は交付率が低いことから、市といたしましては、1路線の整備に重点を置いての整備は難しいと考えております。

しかしながら、今後も社会資本整備総合交付金を活用し、部分的ではございますが、整備できるように調査し、検討してまいりたいと考えております。

○林 政男君

十文字から富田町地先については、もう数年前というか、路盤改良を行っていただいて、大変しっかりした県道並みの下層路盤約80センチ、直していただいて、今運用しているところですけども、この十文字から吉倉地先については、バス路線の上に約5センチの路盤を作って、その上にさらに5センチで、表層は10センチしかありませんから、下層路盤ありませんから、すぐ傷んでしまうのです。今申し上げたとおり、約1万台近くが行ったり来たりするところから、消耗が大変激しくなっております。特に砂地先、大きな坂があるのですけど、この辺が通られる方はよくご存じかと思うんですけども、大変傷みが激しくなっております。もちろん沖十文字までの間についても下層路盤がないですから、もうすぐ傷みます。1級市道である意味で市の顔ですから、そして1万台近く通るわけですから、

これは何とか対処していただきたいというふうに考えます。

社会資本整備といっても、八街じゅう全て一斉に申告しているわけですから、なかなか難しいのは承知していますけども、115号についても何年か前に一番ひどいところ、砂地先ですけども、これを直していただいて、大変住民の方から賛同を得たというか、よかったというふうに言われております。この前後、相変わらず路盤が悪いために消耗が激しいのですけども、この辺の改良の見通しはいかがでしょうか。

○建設部長（河野政弘君）

ご質問の115号線につきましては、ご指摘のように交通量も増加、並びに経年の劣化によりまして舗装状態が悪化しているということは把握しているところでございます。今後地盤の調査といたしますか、FWD調査を行いまして、舗装構成を検討した上で舗装改良工事としていただいま質問のありました社会資本整備総合交付金などを活用いたしまして、実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

○林 政男君

ありがとうございます。実施に向けて検討していただけるという部長の答弁ですので、素直によろしく願います。

次に、吉倉の交差点の問題についてを伺います。市道の114号線、市道115号線、主要地方道千葉川上線が交差する道路であります。交通量を調べましたら、約7時から19時の間に9千851台交差点を通過しているという調査結果が出ております。従来からこの質問をしているわけですけども、なかなか遅々として進みませんので、いま一度お尋ねするのですけども、県の、市の答弁では、吉倉の交差点については県と協議して、県が今測量をやっていますと、その辺までお聞きしたのですけど、その先が具体的に進展しているかどうかわかりませんので、今回お尋ねいたします。115号線、114号線、主要地方道千葉川上八街線の交差点の信号機の設置についてはどのような状況になっているかお聞かせください。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

吉倉交差点の交差点改良の実施状況でございますが、昨年度、信号機器設置を想定して県印旛土木事務所、県公安委員会と佐倉警察署で現地立会を実施したところであります。今年度、県印旛土木事務所に対し、平成23年度に実施した交通量調査結果などの資料提供等を行い、必要性などを説明したところでございます。

なお、本交差点改良につきましては、道路管理者である県が主体となるものと考えておりますが、あわせて市道の整備に伴う負担も必要と思われまますので、市といたしましても、引き続き県印旛土木事務所と連携を図りながら、協議を重ねながら実現に向け要望してまいりたいと考えております。

○林 政男君

この交差点の信号機設置については、一旦県の方から概略図面が出たのです。その図面に対して地権者の方から、その交差点改良ではちょっと承服しがたいと、理解しがたいという

お話で、再度今市長の答弁のようになったと思います。今度の設計に関しては、当該地権者のご理解を得られるというふうに認識をされているのかお伺いします。

○建設部長（河野政弘君）

答弁にありました昨年度の現地立会につきましては、できるだけ現況の形の中で信号機が設置できないかということも含めまして協議したところでございますけれども、現況のままではなかなか難しいということの中で、現在印旛土木事務所、あるいは警察、公安委員会の方と交差点の形態について再度協議を行っている状況でございます。まだその結果も出ておりませんので、地権者等の方に対してはまだお話等はしてございません。

○林 政男君

自分が承知しているところでは、詳細設計については114号線から川上小学校が見える信号、現況はちょっと見づらいので、114号線は結局広げて全体的に川上小学校が見える、115号線沖の方から来た場合には普通の十字路、今鋭角で左に曲がるような形ですから、それを普通の十字路にするというふうに聞いています。そうすると、何人か地権者の方がいらっしゃるのですが、その辺、今詳細設計をするにあたって地権者の同意の見通しとか、そういうのはそういう段階でないとわれれば段階じゃないかもしれませんが、その辺の見通しについては、前の図面に関してはすごく地権者から反発があったというか、それでは無理だということだったので、今度は見通しはいかがでしょうか。

○建設部長（河野政弘君）

今お話があったような形で、114から川上小学校の方への線形、それとあわせて115と川上県道、その辺との線形の変更等が必要になりますので、改良といたしましても結構かなり大きな改良も必要になってくると思います。そういうことにつきまして、また地権者の方とも何度も交渉等もしていない状況の中で、今の時点ではお答えできない状況でございます。

○林 政男君

八街のバイパスもそうなんですけれども、ある程度やっぱりこういう土地の利権が絡む問題については、あらかじめちょっと地権者の方に下打ち合わせというのでしょうか、いきなり「この図面でどうでしょうか」と言われても、地権者の方はなかなか「はい、そうです」と言いづらいんですね。だから、事前によくご相談して、最終的にはこの形も含めて県とも連携をとっていただいていた方がいいと思います。

せっかく先ほど議員の方から質問があったように、例えば朝陽小学校の前の交差点は、もう県はオーケーなんです。公安委員会もオーケー、みんなオーケーなんです。あとは地元の地権者のご理解が得られれば。それで、市長もあそこにはやろうというふうに、イオン側についてはやると言っていますから、全てうまくいっていたのですが、やっぱり地権者のご理解が得られないと前に進みませんので、この川上の吉倉の交差点についても、従来から、もう10年以上前からやっている問題なので、市民の方から「いつになったらできますか」というお問い合わせをよく受けるものですからこの質問をしました。

次に、市道の210号線、夕日丘170-31号線、俗に十文字街道、ランドロームのところの交差点からずっと松林に向かって、坂戸線ですか、岩富線じゃないですね、坂戸線を横切って、そして今後岩富線につなぐ道路ですけれども、この辺については従来大きな擗があったのですけれども、地権者のご協力でまず切っていただいて、切り株が残っていたのですけれども、これはお聞きしましたら、市の道路河川課の方でいろいろ配慮してくれてとっていただきました。だから、その面ではすごく通行はしやすくなったのですけれども、相変わらず矮小だし交通量がどんどん増えている、それから、一部ちょっと道路の線形から見たらちょっといかなものかなというところがあります。この辺、私が聞いているところによりますと、あそこの両方の方にお住まいの地権者から一時的な了解、この道路の改良について賛成していただけますかということについては賛成していただいたと。だけど、そこでとまってしまって、それから先に道路改良計画まで進まなかったのですけれども、現在あの道路についてどのように整備をされようとしているのか、お伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市道210号線、夕日丘区の市道170-13号線は主要路線を結ぶ市道であり、渋滞が発生していることは認識しております。市道210号線と市道170-13号線の整備につきましては、交差点周辺の幅員が狭くなっており、拡幅整備を実施するにあたり用地の確保や物件補償の費用等もかかることから、今後の財政状況を勘案し検討してまいりたいと考えております。

また、市道170-13号線につきましては、今後路肩整備や修繕工事についても検討してまいりたいと考えております。

○林 政男君

夕日丘線について、これは概略をかけてありましたか。この整備計画はもうできているのですか。それについて今財政上の問題で整備ができないというふうに解釈していいですか。それとも、これからですか。

○建設部長（河野政弘君）

この路線、210号線、それから今ご指摘の170-13号線、これにつきましては、平成11年度に予備設計という形で道路計画を策定してございます。その計画によりますと、210号線については標準幅員が10メートル、それから市道170-13号線につきましては8メートルというような計画で予備設計がされております。

○林 政男君

すると、せっかく予備設計、基本設計、これは詳細設計、実施設計まで行くのにかなり年数がかかると思いますが、最近あの街道を抜けようとする、かなり待たされます、朝夕。というのは、県道を右折される方が1台いると、あと後ろずっとつながってしまうのですけれども、この辺の整備のスピードをやっぱり上げた方がいいのかなという認識をするのですけれども、部長としてはどのような見解をお持ちでしょうか。

○建設部長（河野政弘君）

確かに道路計画につきましては、北総中央用水の整備に合わせた計画の中で、今設計を行おうと考えております。今ご指摘のように、交差点の渋滞については把握してございますけれども、この辺公安委員会との交差点の協議はなされておられませんので、今ご指摘のように、今後行うにあたっては、さらに詳細な設計等が必要になってくると思います。

さらに、用地取得ですとか物件補償、並びに交差点改良とおっしゃいまして、両方市道でございますので、市の負担で整備を行うということになるかと考えますので、今後の財政状況などを勘案いたしまして交差点協議、こういうことについても検討しなければいけないのかなとは考えております。

○林 政男君

大変ですよ、あそこの場所を見直すとすると、物件補償からいろんな。ただ、信号機の弾力的な運用というのは、これはできないですか。あそこの山田さんビルのところのあの信号です。双方向同じ時間にとまっちゃうのですけども、時差式の信号とか、そういう何か発想でとりあえずは対応して、今市長答弁がありましたように、路肩とかそういうのは修繕してくれるということなんですけども、何か交通をうまくコントロールしていただけるような、そういう発想はできませんか。

○建設部長（河野政弘君）

今ご質問のありました手法についても渋滞緩和の1つの手法と考えますので、そのことについても検討課題とさせていただきたいと思います。

○林 政男君

北総中央用水は、あそこを通るとき、今部長が答えられた8メートル、10メートルといろんな話があったんですね。結局あそこのセブンイレブンから大関の信号、本昌寺の下まで抜くという計画も北中路線をベースにそういうのがあったのですけども、今後そういう発想というのはもうないのですか。北総中央用水、あそこのファームポンドまで6.5メートル用買してあるんですよ。じゃあ、そうすると、あともうちょっと真っすぐに行くとセブンイレブンのところまで来るのですけど、そうしたらこの170-13号の渋滞も多少違うのかなというふうな認識もしますけども、その辺は全然検討課題に上がらないのでしょうか。当時はこの170-13号線を抜いて北の大関地先まで、文違1号線までつなげようという話だったのであるんですけども、そういうのをやらないと、いつまでたっても渋滞の解消にはならないと思うんですけど、いかがでしょうか。

○建設部長（河野政弘君）

今ご質問のありましたように、北中の進行に合わせて道路整備をとすることも計画があったかと認識しておりますけれども、なかなか市の財政状況もそれに追いついていかないということもございまして、できる範囲の中での北中を活用した整備ということで現在行っているところでございます。

中でも北中との関連でいいますと、現在210号線の一部につきまして、川上県道から四

木の方向に抜けまして道路整備を行っておりますけども、その分については北中の方で入れた管の上の地上権、その辺を活用した中で歩道整備もしておりますし、そういうことも含めて、今後も何かそういうことがあれば、北中の方を活用した整備も進めてまいりたいと考えております。

ただ、170-13号線につきましては、狹隘の中で現道の中に入っているということも含みまして、すぐの対応というのは難しいかと思われまます。

○林 政男君

最近210で向台から170-13号線を通る車がすごく増えているのです、利用される方が増えている。だから、その辺も視野にこれから整備にあたっていただきたいと思います。

次に、教育問題について伺います。今、私が一番心配しているのは、本市の学力でございます。先般市内在住の老人の方からお手紙をいただきました。その内容は、本市の学力に対して非常に懸念されているというか心配されている内容でございました。

そこで、客観的な物差しである全国学力テストが4月19日ですか、小学校6年生と中学3年生を対象に行われましたので、その結果を受けて八街市教育委員会はこの結果をどのような認識をされているのか、まずお伺いします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

本年4月に実施された全国学力・学習状況調査の結果では、本市児童・生徒の正答率は全国平均・県平均を下回っており、前年度とほぼ同様です。

全国学力・学習状況調査の内容ですが、主に基礎的な内容のA問題と応用的な内容のB問題で構成されています。全国平均と比較して、小学校の国語Aではその差が10ポイント、国語Bは7ポイント、算数Aは10ポイント、算数Bは9ポイント低くなっています。中学校では、国語Aではその差が4ポイント、国語Bは5ポイント、数学Aは11ポイント、数学Bは9ポイント低くなっています。

評価の観点から見ると、小学校の話す・聞く能力は全国との差が4ポイント、中学校の書く能力は全国との差が4ポイント、数学的な技術は2ポイント縮まっており、わずかながら前年度より向上しているといえます。

○林 政男君

今教育長が答弁されたことに、本年、平成28年の4月19日に全国学力・学習状況調査が行われました。この結果、同じ問題を解いているのでしょけれども、やっぱり秋田県、福井県、例年上位に来る県が今回も上位に来ているわけですけれども、教育長、そういう県の成績に対して、千葉県は大体平均なんです。全国の平均にいます。その平均から今教育長のおっしゃられたポイントからいうと低いのですけども、教育長として、秋田県とか福井県がどうして成績が上位にいるというか、上位を占めているのか、教育長、どのような感想をお持ちなんですか。

○教育長（加曾利佳信君）

今ご指摘いただきました過去からすばらしい成績をとっている県と八街市を比較させていただきますと、やはりさまざまな、1つ2つの問題ではございません。数多くありますので、その中で私が考える大きな違いというのは、やはり本市よりも学習時間、トータルですね、学校及び家庭等で学習する学習時間の時間にかかなりの差があるというのは認識しております。それも含めながら、やはり私たちは、教育委員会としましては、家庭との協力も得ながら、なお一層学校での指導に力を入れていきたいなど、今後とも入れていきたいという発想は持っております。

そのために、八街市独特のものも何か入れてみたいなどということで、近年、幼小中高連携教育を進めておるわけですが、それは基本的に生徒指導から発生したのですが、ここ2、3年学力向上に向けた連携教育ができないものかということで、そちらの方にシフトし始めたこと。

そして、学力向上調査というのを中学校で行っております。それは、前年度の問題を解く、例えば中学3年生であれば中学2年生の問題を解いて、そしてどこがまさっていたのか、どこが努力が必要なのかという、それをフィードバックさせて学力向上に向けていこうというようなオリジナル的な取り組みも八街市で進めているところですし、今後も進めていきたいなど思っております。

○林 政男君

大いにやっていただきたいと思うんですけども、ここに教育長もお持ちだと思うんですけども、この全国学力テストで、例えば中学校の数学Bというのがあるのでんですけども、秋田県とか富山、福井県あたりは正答率が非常に高いのです。60パーセントから80パーセントということで非常に高いわけです。千葉県はもっとぐっと落ちてきたんですけど、それからさらに11ポイント、先ほどお答えが、9ポイントですか、差があるということなので、やっぱりこれは何とか根本的に対処しなければ、何ポイントか縮まったという先ほどのお話でしたけども、さらに踏み込んで特化してスキルアップしなきゃいけないと思うんですけども、その辺はどのようにこれからそういう問題に取り組んでいかれるのでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

全国との差がまだ大きいというご指摘で、そのとおりでございます。先ほどもお話ししましたように、私たちはさまざまな連携を通したり、学力向上調査を進めたり、1つ1つのことを丁寧に対応していきたいと思っております。現場の教職員は一生懸命知恵を絞りながら、どうしたら子どもたちが学力向上につながるだろうということで一生懸命努力してくれております。それを私たちがどうサポートするかということが教育委員会の問題だと思っておりますので、今後も学校現場と密に連絡を取りながら、子どもたちの状況を把握しながら、今後八街市がどういう方法をとって学力向上を目指していきたいのかということは、今後も継続して考えていきたいなど思っております。

○林 政男君

私も教員のいろいろな方にお会いしますが、非常に熱心に取り組んでおられます。で

すけど、八街市としてこれはぜひというか、そういうのが、教育長はよく1点突破ということをおっしゃいますけども、八街市としてこの問題についてはスキルアップを徹底的にやりますとか、そういう大ざっぱなあれじゃなくて具体的に何か、加曽利メソッド、何かそういうのを示していただきたいのですけど、特にこれだけはもう絶対これから私の教育長時代には絶対やってみせるというか、そういうものをちょっと披歴していただきたいのですけど。

○教育長（加曽利佳信君）

基本原理とか基本方針というふうに受け取りますけど、私の中でこれだけはやりたいというのはたくさんあるわけですが、その中でも1つは、今校長会さん等々とお願ひしながら一緒に研究しているところがございますけども、一人ひとりの子どもたち、八街市の小中学生一人ひとりの子どもたちの学習上のどこがすぐれていてどこにまだ努力が必要なのかということを一一人ひとり、カルテではありませんけど一人ひとり明確にして、それをきちんと児童生徒に伝える、そして保護者にも伝えましょうと。そして、学校と本人と家庭が1つになってその方向性を迎えましょう、それはぜひこれから進めていきたいと思いますということでやっておりますので、その辺を中心に進めていきたいなと思っております。

○林 政男君

尾道の陰山先生という方が100マス計算というのをやりました。100マス計算については賛否両論あるのですけども、結論からいうと、100マス計算を子どもたちがやることによって集中力がどんどん増して、数学だけじゃなくて、算数だけじゃなくて、英語についても、例えば和太鼓の特訓にしてもすごく集中力が出るということなんです。いろいろお聞きすると、やっぱり子どもたちがやる気になってやったところは伸びる。それから、この設問もありますよね。自分で課題を見つけて自分でその成果が出たことについては、その子どもについては学力が伸びているという調査が出ています。それから、いろいろなグループ学習とか、とにかく熱心に取り組んだ子どもに関しては学力が伸びる傾向にあると。言わずもがなですけど、早く寝て早く起きた子どもは、朝食を食べた子は学力が相変わらず高いというふうな成績の結果が出ています。この問題については、最後の、先ほど質問がありましたけど、貧困という言葉は私、あまり好きじゃありませんけども、就学援助されている方が、一般的に経済格差イコール学力格差というふうな話がありますけども、本市においてはそのようなことはない、あるいはそういうような傾向はないというふうに認識してよろしいでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

ただいまのご質問の内容ですけれども、本市ではそういった統計はまだとっていないような状況でございます。

○林 政男君

最後に、この学力テストについてはどの程度ディスクロージャー、たしか前の学習調査の結果は、例えば八街市内、A校、B校、C校というようなあれで、小学校も中学校もディスクロージャーされたように思いますけど、そんな冊子で前は教育委員会からの報告というこ

とでいただいたのですが、これはいつ頃議員の手元に届く予定になっていますか。ある市については、もうホームページで全部成績が出ていて、その市は、その市で課題についてはこのように取り組みますと出ているのですが、八街市としてはいつ頃そういう客観的なペーパーをいただけるのでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

ただいま分析が完成でき次第、どのような方向で開示ができるのか、ちょっと検討してまいりたいと思います。

○林 政男君

時期についてお尋ねしたのですが、

○教育次長（村山のり子君）

繰り返しになりますが、でき次第ということで、早い時期にということをご理解いただきたいと思います。

○林 政男君

片や一部教育委員会ですが、お隣の佐倉もみんなホームページで公開していますので、うちの成績はこうでそれについてこういうふうに対処しますと。でき次第、できるだけ早く、じゃあ、よろしくお願いします。

次に、英語教育について伺います。成田に国際医療福祉大学が2016年4月に公津の杜キャンパスを開設いたしました。医学部の増設は抑えられていましたが、成田国際特区ということで、東北の特区として2つの医学部開設が認可されました。国際医療福祉大学は、2017年医学部を開設、2020年には660床の附属病院開設が計画されております。そして、授業は全て英語で行うとアナウンスをしております。

先頃、私は国際医療福祉大学で教育センター所長であります川上和久教授の講演を聞く機会がございました。市の言葉を借りれば、これからの若い世代は、特に成田空港周辺の子どもたちは大いに英語を学ぶべきだと力説されておりました。成田空港は、これから2020年のオリンピックまで多くの外国人が訪日されると思います。今の小中学生に期待するところが大きいです。

そこで、質問は、英語教育の必要性が最近特に語られておりますが、本市の英語のスキルアップはどのように図られるのかお聞かせを願います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

平成27年6月に文部科学省が策定した「生徒の英語力向上推進プラン」においても、生徒の英語力向上のための取り組みとして、教員の英語力・指導力の向上に関する一層の取り組みが求められています。

本市においても、同様に考えており、児童生徒の英語力を向上させるためには、教員の英語力及び指導力向上が不可欠と考えております。

こうした状況を踏まえ、国では英語科教員を対象とした英検等の特別受験制度が提供され

ているとともに、文部科学省主催の英語教育推進リーダー中央研修が行われており、市内中学校からも千葉県枠8名のうちの1名として推薦され受講するとともに、市内において伝達し、指導力の向上を図っております。

また、千葉県教育委員会主催の小学校外国語活動中核教員養成研修には市内より3名の教員が、中学校英語科教員指導力向上研修には6名の英語科教員が参加し受講しております。

さらに、市教育センター主催として、夏季休業中に小学校外国語活動研修会を行い、約20名の教員が受講するとともに、年4回のALT担当者会議においても英語の指導に関する内容の研修を行い、指導力の向上を図っているところです。

○林 政男君

今お話のとおり、指導要領の改定によって、今度は英会話能力が非常に重要視されてきます。近年キッズ英会話教室が活況を呈していると聞いております。

私が承知するところによりますと、現在八街市には5人のアシスタント・ランゲージ・ティーチャーがおります。それぞれ日本語と英語のできる方ということで大変活躍されていると聞いております、承知しております。この問題は何回も言ったことがあるのですが、成田市は全30校近くの小中学校に全てALTがいらっしゃるのです。八街は中学校に今5人になったわけですが、大変努力されていらっしゃるのですが、同じ義務教育なのに、なぜ片や全小中学校にALTを配置して、財政が厳しいということで八街には8小学校に、分校を入れると9ですが、中学校区しかないのか。非常に納得がいかないと。義務教育でこんなに差が付けていいのかという、非常に納得のいかないところなんですけれども。これは、ALTだけの差を論じては、なかなか財政問題で決まりがつかないと思いますけれども、何か八街独自にこの5人のALTを活用した、何か子どもたちが英語に親しめる、またはレベルアップ、ブラッシュアップできる手段とか手法というものはないものなんでしょうか。これは、私は義務教育でこんなに格差があつていいのかというふうに非常に憤りを感じているところなんですけれども、いかがでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

成田は英語の特区でございまして、特に英語に力を入れている市でございまして。そこと比較しますと、確かに八街市としては5人、各中学校に1名、そして小学校に実住と小学校に1名、計5名ということで非常にALTの数としては少のうございまして。ただ、現状の八街市の状況の中でやっぱり子どもたち、その中で一生懸命頑張ってもらって、将来の八街を支える子どもたちとして英語が好きになる子どもたち、外国語が好きになる子どもたちを育てていくのが八街市の教育委員会の最大の目標でございまして。人数的にはかなり違うとは思いますが、その辺の内容についてALTの使い方等研究してまいりたいと思います。

1つ、ALTの活用の中では、契約の中で非常にALTと学校とのやりとりが限定されている中ではございますけれども、さまざまな行事等で事前にALTのほうにお願いすることというのは可能ですので、今後授業を離れた部分で学校、そして児童生徒たちとALTがどのような関係を作れるのか。そして、どういう有意義な時間を保てるのかはこれから前向きに

検討していきたいなと思っています。

○林 政男君

八街市の財政事情もよく知っておりますからあれですけども、これは、最後に市長にお願いして、1人あたり400万ですね。それで、今言っただけに成田は全部小中学校にALTがいて、八街は5人しかいないのです。だから、その5人も忙しいんですね、非常に掛け持ちでやっていますから。

これは自分も板挟みになりますけど、道路問題も非常に大事なんですけども、子どもの将来のために思い切った教育的な予算も、来年度予算も検討されているでしょうから、何かご英断をお願いして質問を終わります。

○議長（小高良則君）

以上でやちまた21、林政男議員の個人質問を終了します。

お諮りします。本日の一般質問をこれで終わりにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小高良則君）

ご異議なしと認めます。

本日の会議はこれで終了します。

明日は、午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

議員の皆様に申し上げます。この後、会派代表者会議を開催しますので、関係する議員は第二会議室にお集まりください。

長時間ご苦勞さまでした。

（延会 午後 2時55分）

○本日の会議に付した事件

1. 議案の上程

議案第15号

提案理由の説明

2. 一般質問